法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-01-10

インドにおける牛屠殺禁止の経済的帰結と「桃色革命」

絵所, 秀紀 / ESHO, Hideki

(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
The Hosei University Economic Review / 経済志林
(巻 / Volume)
89
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
199
(終了ページ / End Page)
251
(発行年 / Year)
2021-10-08

【研究ノート】

インドにおける牛屠殺禁止の経済的帰結と「桃色革命」

絵所秀紀

ヒンドゥー至上主義を掲げるインド人民党（BJP）を率いるナレンドラ・モディは，2014年の総選挙でそれまで政権の座にあった国民会議派を圧倒し，同年３月に政権の座についた。その選挙キャンペーンの最中に，モディは国民会議派が主導した統一進歩連盟（UPA: United Progressive Alliance）を「屠殺場と肉の輸出」，すなわち「桃色革命（Pink Revolution）」を促進してきたとして[1)]，繰り返し激しく非難してきた（Kumar 2014）。しかし皮肉にも，モディ政権が誕生した2014年にインドはブラジルやオーストラリアを抜いて世界第１位の「ビーフ」輸出国となった（Landes, Melton, and Edwards 2016: 1）[2)]。

本稿は，インドのビーフ産業（実際にはカラビーフ産業）に焦点をあてて，牛と水牛をめぐる政治経済学を解読する試みである。

1） モディは，次のように述べた。「中央政府にいるものは［UPA政権のこと―引用者］『桃色革命』を欲している。これが何を意味するか，わかるか？動物が屠殺されるとき，その肉の色は桃色だ。動物は屠殺され，［その肉は］外国へ持ち去られる。デリーの政府はこうした屠殺を行うものに補助金を与えている」（Kumar 2014）。インドで「肉」を生産する主要な動物として認識されているのは，「牛，水牛，羊，山羊，豚，鶏」である。通常肉類は，牛，水牛，羊の肉に代表される赤身肉と鶏肉に代表される白身肉に分類され，桃色の肉というものはない。おそらくモディは意図的に，牛肉・羊肉だけでなく鶏肉をも含む肉食全体を批判して，（白と赤を混ぜた）「桃色」というあいまいな色を使用したものと推測される。あるいはまた，かつて社会主義的傾向を強く持っていた国民会議派を軸に形成されたUPA政権を「桃色」政権として揶揄したのかもしれない。

2） 本稿では，牛肉（ビーフ）と水牛肉（カラビーフ）の双方を含む場合，カッコ付きで「ビーフ」と記す。

1．ウシ属の頭数と構成の変化

インドは世界に冠たるウシ属（bovine）大国である[3]。2010年時点で，インドはブラジルをややしのいで世界全体で14億2,800万頭にのぼる牛の14.7%にのぼる２億1,020万頭を占めている[4]。のみならず，世界全体で１億9,420万頭にのぼる水牛の実に57.3%にのぼる１億1,130万頭をインドが占めており，こちらは圧倒的に世界第１位である（表１）。

表１　世界主要国の牛・水牛の頭数：2010年

	牛			水牛		
順位	国名	100万頭	（%）	国名	100万頭	（%）
1	インド	210.2	14.7	インド	111.3	57.3
2	ブラジル	209.5	14.7	パキスタン	30.8	15.9
3	米国	93.9	6.6	中国	23.6	12.2
4	中国	83.8	5.9	ネパール	4.8	2.5
5	エチオピア	50.9	3.6	エジプト	4.0	2.1
6	アルゼンチン	48.9	3.4	フィリピン	3.3	1.7
7	スーダン	41.7	2.9	ミャンマー	3.0	1.5
8	パキスタン	34.3	2.4	ベトナム	2.9	1.5
9	メキシコ	32.6	2.3	インドネシア	2.0	1.0
10	コロンビア	27.8	1.9	タイ	1.6	0.8
	世界全体	1428.7	100	世界全体	194.2	100.0

出所：DAHD 2012: p. 131.

表２は，独立後インドのウシ属の頭数の推移を見たものである。利用可能な最新の2019年のデータによると，インドにおけるウシ属全体の頭数は３億237万頭であり，その内訳は牛１億9,252万頭，水牛１億985万頭である。独立直後の1951年における牛頭数は１億5,530万頭，水牛頭数は4,340万頭であった。牛頭数の増加は緩やかなものであったが，水牛の頭数は劇的に増加した。その結果，この間の牛属全体に占める牛，水牛の比率の推

3）　ウシ属の中には，牛と水牛とが含まれる。
4）　ブラジルをはじめインド以外の国の大半では肉牛としての牛が大きな比率を占めているが，インドではメス牛のすべてが乳牛・乳水牛である。

表２　牛属の頭数の推移（単位：100万頭）

年	牛	%	水牛	%	合計	%
1951	155.30	78.2	43.40	21.8	198.70	100.0
1956	158.70	77.9	44.90	22.1	203.60	100.0
1961	175.60	77.4	51.20	22.6	226.80	100.0
1966	176.20	76.9	53.00	23.1	229.20	100.0
1972	178.30	75.6	57.40	24.4	235.70	100.0
1977	180.00	74.4	62.00	25.6	242.00	100.0
1982	192.45	73.4	69.78	26.6	262.23	100.0
1987	199.69	72.4	75.97	27.6	275.66	100.0
1992	204.58	70.8	84.21	29.2	288.79	100.0
1997	198.88	68.9	89.92	31.1	288.80	100.0
2003	185.18	65.4	97.92	34.6	283.10	100.0
2007	199.08	65.4	105.34	34.6	304.42	100.0
2012	190.90	63.7	108.70	36.3	299.60	100.0
2019	192.52	63.7	109.85	36.3	302.37	100.0

出所：DAHD 2012: 40, DAHD 2014: 66, DAHD 2019: 81.

移をみると，牛の比率が78.2%から63.7%へと減少し，逆に水牛の比率が21.8%から36.3%へと増大したことがわかる。

伝統的にインドにおいて牛の第一の役割は役畜としてのもので，オス牛は農作業における動力源として不可欠な動物であった。圃場の耕起, 播種, 整地のために，去勢されたオス牛（bullock）が使用される。インドの農業は，「穀物・畜産混合制度」を基本としてきた（Birthal and Rao 2004）。農業と畜産は相互補完の関係にあった。牛は家計消費用の食料を提供するだけでなく，役畜として利用され，牛糞は農業のための厩肥と料理のための燃料を提供してきたし，他方で牛は農産物の残留物や副産物を飼料として利用してきたのである。

インド農民たちのウシ属に対する期待は，何よりもまず彼らが役畜としての役割を果たすこと，すなわち犂を引き，荷車を引き，灌漑用の水を揚げ，脱穀することにある。これらの目的を達成するためには，はるかに牛のほうが水牛よりも好まれてきた[5)]。さらに久保田が指摘したように，長らく「農民にとっては牛からの牛乳生産は主要な目的ではなく，動力源としての優秀な雄牛を確保する過程で生産された副産物に位置づけられて」

（久保田2001: 53）きたのである。すなわち，「雌牛の１次的機能は雄牛の再生産」（篠田 2015: vi)であった。表３は，これらの点を明らかに示している。1966年時点のデータを見てみよう。３歳以上のメス牛100頭に対するオス牛の比率は134.11%で，オス牛が優先されていることがわかる。一方，３歳以上のメス水牛100頭に対するオス水牛の比率はわずか31.32%にとどまっている。オス水牛の間引きは子供のうちから始まる。オスの子供の死亡率は牛の場合も高いが，水牛ではさらに高い（Hoffpauir 1982: 230-231）。

ところがその後オス・メス比率に大きな変化が生じ，その比率が逆転した。入手可能な最新の2012年のデータと比較してみよう。水牛も牛もとも

表３　牛・水牛のオス・メス頭数の推移：1966年と2012年

カテゴリー	水牛				牛			
	1966年		2012年		1966年		2012年	
	数 100万頭	メス100頭に対するオスの数	数 100万頭	メス100頭に対するオスの数	数 100万頭	メス100頭に対するオスの数	数 100万頭	メス100頭に対するオスの数
３歳以上	34.34	31.32	61.88	9.35	128.01	134.11	125.37	63.48
オス	8.19		5.29		73.33		48.68	
メス	26.15		56.59		54.68		76.69	
３歳未満	18.53	52.89	46.82	30.02	25.69	89.18	65.33	41.13
オス	6.41		10.81		12.11		19.04	
メス	12.12		36.01		13.58		46.29	
合計	52.92	38.10	108.70	17.39	176.03	100.00	190.85	55.19
オス	14.60		16.10		96.60		67.87	
メス	38.32		92.60		79.43		122.98	

Hoffpauir 1982: 231，DAHD 2012.

5）インドの在来牛は背中にコブがあるゼブ牛（*Bos indicus*）である。またインドの水牛（*Bubalus bubalis*）は，東南アジア諸国で農作業に利用されている沼沢型水牛ではなく，河川型水牛であまり農作業に向いていない。ホフパウアーによると，1966年時点でゼブ牛の42%が役畜として利用されていたのに対し，役畜として利用されていた水牛は15%であった。また役畜として利用されている水牛は役畜として利用されているウシ属全体の10%であった（Hoffpauir 1982: 220-222）。またシャルマによると，1997年時点でのウシ属の総頭数２億8,870万頭のうち5,700万頭が役畜であったが，その大半（91.6%にあたる5,220万頭）は去勢牛であった。また役畜として利用されている水牛はわずか8.4%であり，特定の地域に集中していた（Sharma 2004: 521）。

にメス100頭に対するオスの比率が大きく減少していることがわかる。牛の場合には３歳以上のメス•オス比率が逆転し，メス牛100頭に対するオス牛の比率は63.48%まで減少した。その主原因は，1960年代後半から本格化した農業機械化の進展と,「白い革命」と呼ばれるミルク生産の拡大である（絵所 2021）。農業機械化の進展によって役畜としてのオス牛の役割が大きく減少し，他方ミルク需要の拡大によってメス牛の地位が向上した。かつて見られた,「雌牛の１次的機能は雄牛の再生産」という状況はもはや消えてしまった。一方，もともとメス水牛のほうがオス水牛よりも凌駕していた水牛のほうはどうかというと，さらに格差が拡大した。３歳以上の水牛では，メス水牛100頭に対しオス水牛の比率はわずか9.35%にまで低下した。その理由は，一つにはミルク生産に特化したためであり，もう一つにはオス水牛がカラビーフ生産のために屠殺されることが本格化したためである。

表４は，牛，水牛それぞれに占める成体メスの頭数の変化を時系列的にみたものである。牛の場合，その比率は1951年の35.0%から2012年の40.2%

表４　牛属の構成の変化（単位：100万頭）

年	①牛	②うち成体メス牛	②/①（%）	③水牛	④うち成体メス水牛	④/③（%）
1951	155.30	54.40	35.0	43.40	21.00	48.4
1956	158.70	47.30	29.8	44.90	21.70	48.3
1961	175.60	51.00	29.0	51.20	24.30	47.5
1966	176.20	51.80	29.4	53.00	25.40	47.9
1972	178.30	53.40	29.9	57.40	28.60	49.8
1977	180.00	54.60	30.3	62.00	31.30	50.5
1982	192.45	59.21	30.7	69.78	32.50	46.6
1987	199.69	62.07	31.1	75.97	39.13	51.5
1992	204.58	64.36	31.5	84.21	43.81	52.0
1997	198.88	64.43	32.4	89.92	46.77	52.0
2003	185.18	64.51	34.8	97.92	50.97	52.1
2007	199.08	72.95	36.6	105.34	54.47	51.7
2012	190.90	76.68	40.2	108.70	56.59	52.1

注：成体メス牛は，外国種/交配種の場合は生後２年半を過ぎたメス牛を，在来種の場合は生後３年以上過ぎたメス牛を，また成体メス水牛の場合は生後３年を過ぎたメス水牛を指す。
出所：DAHD 2012: 40, DAHD 2014: 68-69.

へと，また水牛の場合も48.4%から52.1%へと増加した。表５は，1997年から2019年までの，ウシ属の頭数の推移をオス・メス別，外国種・在来種別にみたものである。この22年間にオス牛の比率は，外国種/交配種の場合は26.6%から6.9%へと大きく減少し，逆にメス牛の比率は73.4%から93.1%へと大きく増加した。外国種/交配種ほど極端ではないが，在来種の場合も同様の傾向がみられる。同期間に，オス牛の比率は50.5%から30.9%へと減少し，逆にメス牛の比率は49.5%から69.1%へと増加し，オス・メス比率が逆転した。水牛にも同様の傾向がみられる。同期間に，オス水牛の比率は20.7%から8.5%へと減少する一方，メス水牛の比率は79.3%から91.5%へと増加した。いずれの動向も，ミルク生産を主目的とした畜産活動ますます盛んになってきたことを示す数値である。

表５　牛・水牛のオス・メス別，外国種・在来種別頭数（%）

年	牛											
	外国種/交配種						在来種					
	オス	(%)	メス	(%)	合計	(%)	オス	(%)	メス	(%)	合計	(%)
1997	5,344	26.6	14,755	73.4	20,099	100.0	90,203	50.5	88,580	49.5	178,783	100.0
2003	4,945	20.0	19,741	80.0	24,686	100.0	77,534	48.3	82,961	51.7	160,495	100.0
2007	6,844	20.7	26,216	79.3	33,060	100.0	76,779	46.2	89,235	53.8	166,015	100.0
2012	5,971	15.0	33,760	85.0	39,732	100.0	61,949	41.0	89,224	59.0	151,172	100.0
2019	3,463	6.9	46,954	93.1	50,417	100.0	43,941	30.9	98,165	69.1	142,106	100.0

年	水牛					
	オス	(%)	メス	(%)	合計	(%)
1997	18,624	20.7	71,293	79.3	89,917	100.0
2003	17,888	18.3	80,034	81.7	97,922	100.0
2007	19,597	18.6	85,745	81.4	105,343	100.0
2012	16,103	14.8	92,599	85.2	108,702	100.0
2019	9,283	8.5	100,569	91.5	109,852	100.0

出所：DAHD 2006: 86-88, DAHD 2012: 52-54, DAHD 2014: 77-79, DAHD 2019: 86-88.

表６は，外国種/交配種の秘乳牛が急速に在来種/非銘柄種の秘乳牛に取って代わりつつあることを示している[6)]。2008/09年度から2018/19年度の10年間に，外国種/交配種の秘乳牛のシェアは26.4%から35.9%へと増加し

た。理由は明白である。表7が示すように，外国種/交配種秘乳牛の一頭あたりのミルク収量は在来種/非銘柄種のそれのほぼ3倍もあるためである。

以上の議論から明らかなように，インドにおけるウシ属の主要な役割は

表6　外国種，国産種別の秘乳牛の数の推移（単位：1,000頭）

年度	外国種/交配種		在来種/非銘柄種		合計	
		(%)		(%)		(%)
2008-09	10,680.24	26.4	29,841.73	73.6	40,521.97	100.0
2009-10	11,261.81	27.2	30,198.61	72.8	41,460.42	100.0
2010-11	11,807.35	27.6	30,947.62	72.4	42,754.97	100.0
2011-12	12,294.71	27.8	31,881.52	72.2	44,176.23	100.0
2012-13	12,642.41	28.4	31,870.92	71.6	44,513.33	100.0
2013-14	13,755.77	30.7	31,035.49	69.3	44,791.26	100.0
2014-15	14,147.22	30.8	31,801.94	69.2	45,949.16	100.0
2015-16	15,411.63	32.7	31,752.98	67.3	47,164.61	100.0
2016-17	15,962.63	32.5	33,165.62	67.5	49,128.25	100.0
2017-18	16,761.66	32.9	34,143.53	67.1	50,905.19	100.0
2018-19	19,674.96	35.9	35,166.85	64.1	54,841.81	100.0

出所：DAHD 2014: 41,42. DAHD 2019: 27, 30.

表7　外国種，国産種別の秘乳牛の数ミルク生産量および一頭あたりの平均ミルク生産収量の推移

年度	外国種-交配種		在来種-非銘柄種	
	一頭あたり平均収量（kg-日）	ミルク生産量（1,000トン）	一頭あたり平均収量（kg-日）	ミルク生産量（1,000トン）
2008-09	6.71	26,160	2.17	23,650
2009-10	6.80	27,963	2.20	24,238
2010-11	6.63	29,555	2.22	25,349
2011-12	6.97	31,075	2.27	26,695
2012-13	7.02	32,384	2.36	27,421
2013-14	6.78	33,889	2.50	28,306
2014-15	7.15	36,939	2.54	29,485
2015-16	7.45	41,931	2.74	31,714
2016-17	7.51	43,779	2.84	34,320
2017-18	7.71	47,151	2.93	36,482
2018-19	7.95	51,259	3.01	38,574

出所：DAHD 2014: 41,42. DAHD 2019: 28-29, 31-32.

6）インドに導入されている代表的な外国種牛は，ブラウンスイス（スイス産），ホルシュタイン・フリーシアン（オランダ産），そしてジャージー（ブリテン諸島産），である。これら外国種牛とインド原産の牛の間でさまざまな交配が行われている。

オス牛・オス水牛の場合は農業のための役畜としてであり，メス牛・メス水牛の場合はミルクを生産することである。つまり，インドにおける「ビーフ」産業は酪農業の副産物として発展してきたのである（Ahmad 2018: 94-95）。牛肉生産を主目的としてきた，欧州諸国，米国，オーストラリア，ニュージーランド，ブラジル等の畜産業とは全く異なる発展パターンである。

2．桃色革命

2-1　輸出向けカラビーフ産業の成長―「桃色革命」―

インドでは，牛肉（beef）の輸出は外国貿易政策によって禁止されている[7)]。輸出が許可されているのは水牛の肉だけである。水牛の肉はインドではしばしばカラビーフ（carabeef）と呼ばれており[8)]，牛肉（ビーフ）とは厳格に区別されている[9)]。

したがって「桃色革命」とは，まずは近年におけるインドからのカラビーフ輸出の激増状態を暗に指した言葉である[10)]。

表８は，2012年から2015年にかけての４年間の「牛肉（水牛肉を含む）」

7）バジパイ首相の下でBJP政権が2001年に設立した『政府牛委員会報告書』は，十分なデータや根拠を示しているわけではないが，「牛肉」輸出の中にはカラビーフだけでなくビーフも含まれていると断定している（DAHD 2002: Chap. Ⅲ-65）。また「水牛を装って毎週何万頭にのぼる牛がバングラデシュと「パキスタン[原文のまま―引用者]」に密輸出されている」と疑われている（Goyal 2006）。あるいは毎年150万頭の牛（５億ドルにのぼる）がバングラデシュに密輸出されていると推計されている(Ghosh 2013)。

8）「カラ」はスペイン語起源で，水牛のカラバオ（*carabao*）種から生まれた呼び名である。これは沼沢型の水牛で，タイ，フィリピンをはじめ東南アジア諸国ではカラボア（*caraboa*）と呼ばれている（Kandeepan, Biswas, and Rajkumar 2009: 2）。

9）世界を見渡すと牛肉と水牛肉を区別せず，いずれも「ビーフ」と呼ばれている場合も多い。例えば，米国農務省（United States Department of Agriculture）の報告書では，カラビーフはビーフの一種として認識されている(Landes, Melton and Edwards 2016)。インドでも，ビーフとカラビーフはしばしば非意図的あるいはまた意図的に混同されている。

10）2015-16年度時点で，肉類輸出総額に占めるカラビーフ輸出額の割合は88%と圧倒的である（APEDA 2016: 37）。

表８　牛肉・水牛肉の生産・消費・輸出

量（1,000トン）		2012	2013	2014	1015
合計（牛肉＋水牛肉）					
	生産	3,491	3,800	4,100	4,200
	国内消費	2,080	2,035	2,018	2,200
	輸出	1,411	1,765	2,082	2,000
牛肉					
	生産	475	435	401	404
	国内消費	475	435	401	404
	輸出	0	0	0	0
水牛肉					
	生産	3,016	3,365	3,699	3,796
	国内消費	1,605	1,600	1,617	1,796
	輸出	1,411	1,765	2,082	2,000
比率（%）					
生産	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
	牛肉	13.6	11.4	9.8	9.6
	水牛肉	86.4	88.6	90.2	90.4
国内消費	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
	牛肉	22.8	21.4	19.9	18.4
	水牛肉	77.2	78.6	80.1	81.6
輸出	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
	牛肉	0.0	0.0	0.0	0.0
	水牛肉	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：Landes, Melton, and Edwards 2016: 19.

の生産と輸出に関するデータである。USDA（米国農務省）が提供したデータである（Landes, Melton, and Edwards 2016: 19）。「牛肉」生産量の大半がカラビーフであることがわかる。そのシェアは2012年の86.4％から2015年には90.4%へとさらに上昇した。逆にビーフのシェアは13.6%から9.6%へと減少した。同様に国内消費におけるカラビーフのシェアも，2014年の77.2%から2015年には81.6%へと増加し，逆にビーフのシェアは22.8%から18.4%へと減少した。輸出はすべてカラビーフであるが，その量もまた2014年の141.1万トンから2015年には200.0万トン（2014年には208.2万トン）へと急増した。

一方，表９はインドの農業・農民福祉省（Ministry of Agriculture & Farmers Welfare）の畜産・酪農・漁業局（DAHD）が集計した牛肉・水牛

表９　「牛肉」生産量（1,000トン）

年度	ビーフ	（%）	カラビーフ	（%）	合計	（%）
1998-99	208.28	33.0	423.55	67.0	631.83	100.0
1999-00	285.63	38.3	460.48	61.7	746.11	100.0
2000-01	340.75	45.2	413.93	54.8	754.68	100.0
2001-02	338.05	46.2	394.43	53.8	732.48	100.0
2002-03	347.00	45.3	419.06	54.7	766.06	100.0
2003-04	252.00	41.1	361.00	58.9	613.00	100.0
2004-05	335.00	44.7	415.00	55.3	750.00	100.0
2005-06	N.A.		N.A.		N.A.	
2006-07	N.A.		N.A.		N.A.	
2007-08	232.00	29.4	557.00	70.6	789.00	100.0
2008-09	249.86	28.6	623.00	71.4	872.86	100.0
2009-10	222.94	25.0	670.00	75.0	892.94	100.0
2010-11	211.47	20.8	805.14	79.20	1,016.61	100.0
2011-12	285.88	22.7	974.81	77.30	1,260.69	100.0
2012-13	327.03	22.9	1,103.85	77.10	1,430.88	100.0
2013-14	333.23	22.3	1,164.32	77.70	1,497.55	100.0
2014-15	N.A.		N.A.		N.A.	
2015-16	329.34	17.0	1,611.01	83.00	1,940.35	100.0
2016-17	337.91	18.9	1,450.98	81.10	1,788.89	100.0
2017-18	350.16	19.7	1,430.37	80.30	1,780.53	100.0
2018-19	326.48	17.5	1,543.83	82.50	1,870.31	100.0

出所：DAHD 各年。

肉の生産量のデータである。表８と比較すると，せいぜい半分にしかならない程度の数値である。両表のデータ間にきわめて大きな差異が生じた理由は，DAHDの数値は登録された屠畜場から生産された量だけに限定されているためと思われる。表10は同じくDAHDによるカラビーフの輸出額（ルピー表示）である。大半は冷凍肉であるが，2001-02年度の114.4億ルピーから2018-19年度には2,354.1億ルピーへと飛躍的に増加したことがわかる。とりわけ2011-12年度以降の増加はめざましい。

USDAのデータによると（表11参照），2014年にインドの「牛肉」輸出量は208.2万トンで世界第1位となった（ただし，2015年以降はそうではない。2015年にはオーストラリアに抜かれて世界第２位に転落した。その後もこの傾向は続き，2018年にはブラジル，米国，オーストラリアについで世界第４位となった。また2018年の輸出量も144.5万トンと2014年のピーク時

表10　カラビーフ輸出額（100万ルピー）

年度	生肉および冷蔵肉	冷凍肉	合計
2001-02	891.8	10,552.4	11,444.2
2002-03	1,097.1	11,958.5	13,055.6
2003-04	256.0	15,111.7	15,367.7
2004-05	234.8	15,921.1	16,155.9
2005-06			
2006-07			
2007-08			
2008-09			
2009-10	241.8	48,013.4	48,255.2
2010-11	1,088.7	53,281.8	54,370.5
2011-12	1,340.1	134,837.8	136,177.9
2012-13	2,302.4	166,348.7	168,651.1
2013-14	4,385.9	251,663.6	256,049.5
2014-15			
2015-16	4,444.3	256,225.6	260,669.9
2016-17	3,651.7	249,943.8	253,595.5
2017-18	3,396.2	244,108.9	247,505.1
2018-19	3,552.5	231,855.0	235,407.5

出所：DAHD 各年。

表11　世界主要国の「牛肉」輸出量（1,000トン）

国名	2009	2014	2015	2017	2018
オーストラリア	1,364	1,851	1,854	1,357	1,517
インド	609	2,082	1,806	1,708	1,445
ブラジル	1,596	1,909	1,705	1,858	2,068
米国	878	1,167	1,028	1,487	1,629
ニュージーランド	514	579	639	540	575
カナダ	480	378	391	442	475
パラグアイ	243	389	381		
ウルグアイ	376	350	373		
カナダ				442	475
EU	139	301	303	492	464
世界全体	7,449	9,994	9,554	10,242	10,870

出所：Shaikh 2016（原データはUSDA）；FAO 2019.

から大きく減少した。)[11]。オーストラリアやブラジルを抜いて，一挙に世界第１位の座を占めた感がある。2009年から2014年にかけて，インドからの「牛肉」輸出量は60.9万トンから208.2万トンへと飛躍的に増加した（カーカス重量等量）[12]。価値でみると，2009-10年度の11億6,354万ドルから2014-15年度には47億8,118万ドルへの増加である。なお2014-15年度には，カラビーフの輸出額はバスマティ•ライス（インディカ米に属する香り米）輸出額の45億1,825を万ドルを抜いて，インド農産物（あるいは加工食品）の中で輸出額第１位の商品となったことも特記すべきことであった（Damodaran 2015; Modi 2015; Shaikh 2016）。インドにとってカラビーフは主要な外貨獲得源の一つである。

カラビーフ輸出の急激増を可能にした要因は，どのようなものであったのか。第１に指摘できるのは，価格の安さである。インドのカラビーフはブラジルのビーフと比較すると，ほぼ20-30%安価である（Modi 2015; Damodaran 2015）[13]。例えば，2014-15年度時点でトンあたりのブラジルのビーフ輸出価格（FOB）4,515ドルに対しインドのカラビーフのそれは3,240ドルであった（Damodaran 2015）。第２の理由は，インドの水牛はハラール手続きにそって処理されており，イスラム教徒の多い湾岸諸国およびその他諸国で人気があるためである。インドのカラビーフは65か国に輸出されている（表12）。2015年時点でみると，最大の市場はベトナムで全輸出量の43.8%を占めている[14]。ついで，マレーシア，エジプト，サウジアラビア，タイ等，となっている。大半が東南アジアおよび中東の諸国向けで

11）繰り返し強調しておくが，インドでは牛肉（ビーフ）の輸出は禁止されているので，インドからの「牛肉」輸出はすべてカラビーフである。また2006年８月にインド政府は，カラビーフ輸出はカーカスではなく，「骨を取り除いた肉」でなければならないと義務づけている（Goyal 2006）。

12）カーカス重量等量（CWE: carcass weight equivalent）。カーカスとは，屠殺した獣の頭・四肢・毛皮・内臓などを除いた胴体のこと。

13）インドのカラビーフが安価な理由は，インドでは牛・水牛の一義的な役割はミルク生産であって，食肉として利用されるのは，ミルクがでなくなったメス牛・メス水牛および役畜としての有用性がなくなったオス牛・オス水牛だけであるためである。

表12　インドのカラビーフの主要輸出先（トン）

輸出国先	2011	2012	2013	2014	2015
ベトナム	330,609	398,402	664,935	927,760	791,188
マレーシア	135,305	146,979	169,498	171,902	189,879
エジプト	94,925	97,342	129,038	203,932	147,507
タイ	32,195	83,699	234,685	118,866	88,778
サウジアラビア	87,574	98,087	98,863	102,004	95,763
フィリピン	66,074	61,430	61,246	62,967	59,384
アルジェリア	46,734	64,690	60,428	63,662	55,245
UAE	53,458	61,440	60,190	58,735	50,583
イラク	33,463	33,541	39,130	33,097	58,029
ヨルダン	86,636	86,891	65,584	39,465	22,168
世界全体	1,267,535	1,450,344	1,880,915	2,081,846	1,805,734

出所：Landes, Melton, and Edwards 2016: 32.

ある。米国，欧州，日本，韓国といった先進諸国には輸出されていない[15]。第3の要因は（第1の要因と絡んでいるが），カラビーフは主に工業用，すなわちソーセージ，バーガー，その他加工食品向けであって，そのままの形で家計消費されることはまれであるためである（Damodaran 2015; Modi 2015）[16]。第4の要因は，インドにおける水牛の数は群を抜いて世界最大であるが，「牛肉」に対するインド国内の消費がきわめて限定されていることである。のちほど詳細に論じるが，食肉用の牛が生産されない主理由は，いくつかの州を例外としてインドではメス牛の屠殺が禁止されているためである。多くの州では必ずしもオス牛や水牛の屠殺まで禁止されているわけではないが，上位ヒンドゥー教徒の間に広まっている牛肉（ビーフ）の

14）ベトナム向け輸出の大半は最終的には香港経由で中国に向かっていると推測されている。技術的な理由で，中国はインドからのカラビーフの直接輸入を許可していない（Modi 2015; Damodaran 2015; Landes, Melton, and Edwards 2016: 4-5）。またネパールで屠畜・肉屋に従事しているカドギ・カーストの民族誌を描き出した中川によると，ネパールでは食肉用水牛のすべてがインドから輸入されているという。2000年代に入ると，ネパール・中国国境沿いに中国資本が経営する大規模な屠殺場が建設され，カラビーフはそこから直接中国に輸出されるようになったと報告している（中川 2016: 277）。

15）主な理由は，先進諸国が課しているより厳格な衛生・検疫の安全基準（ハサップ：HACCP）を満たしていないためである。

16）ビーフとくらべると，カラビーフは脂肪分が少なく加工しやすい。

摂食タブーと絡み合って，食肉生産を目的として牛や水牛を屠殺する行為やビーフやカラビーフを食する行為は忌避される傾向にある。

2-2　2つのカラビーフ・バリューチェーン：国内向け生産と輸出向け生産

カラビーフの生産は，(1) 民間企業による大規模な輸出向け生産と，(2) 地方自治体が運営する屠殺場での国内市場向け生産，という2つ異なったバリューチェーンからなる。さらにこれらに加えて，遠隔地のインフォーマルな（すなわちライセンスのない）「裏庭」屠殺場による生産がある。裏庭屠殺場で処理された動物は自己消費されるか，あるいは近隣の市場で売りさばかれている（FICCI 2013: 16; Khan, Nomani, and Salman 2016）。輸出向けの屠殺場および肉加工処理設備は農業・加工食品輸出開発機構（APEDA: Agricultural and Processed Food Products Export Development Authority）への登録義務があるが，2016年時点で66の屠殺場兼肉加工処理施設，また34の肉加工処理施設がある（GAIN Report 2016）。

図1は，国内市場向けバリューチェーンを示したものである。①ミルク生産を目的として農家によって育てられた水牛は，年齢を重ねてミルクが出なくなると畜産市場（毎週開催される）で販売されるか，あるいは直接

図1　国内市場向けカラビーフ生産のバリューチェーン

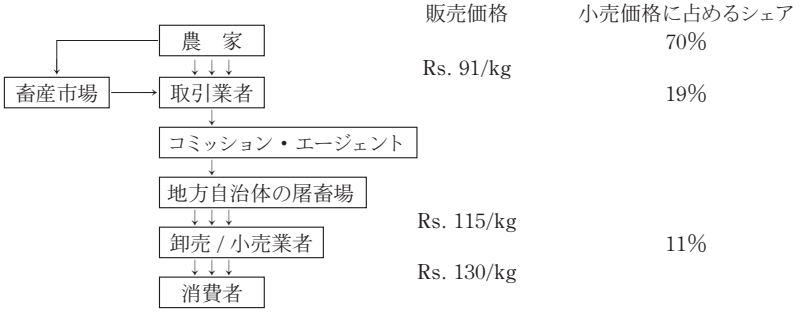

出所：FICCI 2013: 15, 25.

取引業者に販売される。インドには世界の水牛の58%, 牛の15%がいるが, その大半はわずか2 - 3頭の水牛を所有している小規模農家によって飼育されている。②取引業者およびコミッション・エージェントは仲介業者であって，各農家をまわってミルクがでなくなった水牛を買い集めて屠殺場へと運搬している[17)]。③ブッチャー（屠畜者）は，屠殺場で屠殺を行い，「ドレッシング（羽毛や臓物を取り除いて肉を市場向けに仕上げる）」に携わる人であるが，さらに肉加工処理施設や小売店でカーカスや肉を取り扱う人も含まれる。屠殺場には，ブッチャーの他に屠殺を支える様々なスタッフがいる。動物案内係，衛生関係者，副産物処理業者，肉の包装係，廃液処理係，冷凍室係，機械取り扱い業者，である。屠殺は州政府の管轄事項であって，各種の地方自治体が屠畜場を管理している。屠殺のために必要なコストは取引業者が支払っている。④卸売り業者は屠殺場から肉を収集して，近隣の小売業者に販売している。小売業者の中には，屠殺業務や卸売り業務を行う者もいる。卸売り業者，小売業者ともに，地方自治体から売買ライセンスを取得する必要がある。国内市場向けに生産された肉は生肉であって（骨付き，骨なしの両方がある），その日のうちに販売される。通常，小売業者はエアコン，冷蔵庫，冷凍庫を備えていない。

FICCIのサーベイによると，カラビーフの生産に携わるそれぞれの段階での典型的なコストは図1のようなものであった。200キロの水牛で, カーカス重量が110キロの場合, 農家は一頭あたり10,000ルピー（取引業者に販

17）ロビンズはラージャスターン州の事例を報告している。伝統的に，農民から牛を買い付けるベオパリ（*beopari*）と呼ばれる仲介商人はカサイ（*kassai, kasai*）と呼ばれるブッチャーのサブカーストである。彼らは，クレシ（*Qureshi*）と呼ばれるイスラム教徒のコミュニティに属している。彼らは農民から買い付けた牛をバクラ・マンディ（*Bakra Mandi*）と呼ばれる都市部（ジョドプール，ジャイプール，ビカネール）の地域市場へ運送するが，そこで牛の値段がつけられてその地域のブッチャーが屠殺場へと運ぶか，そこからさらに大都市（デリー，ムンバイ，アフマダーバード）の大規模な食肉加工所へと運搬される（Robbins 1999: 409-411）。またヒンドゥー教徒のブッチャーはカティーク（*Khatik, Khateek, Katik*）と呼ばれるが（Ahmad 2018: 64, Singh 1995: 725-739），屠畜業ではイスラム教徒が支配的である（Robbins 1999: 405）。

売する場合）を得る。カーカス重量で計算して，キロ当たり91ルピーである。取引業者は小売業者にキロ当たり115ルピーで販売する。小売業者はキロ当たり130ルピーで消費者に販売する。換言すれば，農家は小売総額（14,300ルピー）の70%，取引業者は19%，小売業者は11%を得ることになる。

次に輸出向けのバリューチェーンをみてみよう（図２参照）。輸出向けに使用される水牛は動物保護法（Animal Preservation Acts）によって許可されたものだけである。2001年の屠畜残虐行為禁止ルール（Prevention of Cruelty to Animal Slaughterhouse Rules）にしたがって，①妊娠している場合，あるいは３か月未満の子孫がいる場合，②３か月未満である場合，③屠殺にふさわしいとする獣医師による証明書がない場合，いかなる水牛も屠殺されない。取引業者は水牛を直接農民から買い取るか，あるいは畜産市場で購入して輸出業者に販売する。輸出業者は水牛を受け取ったあと，州政府の獣医師による検査のために24時間一時収容所に維持される。屠殺場で最初の加工段階である屠殺が行われる。取引業者はカーカスの重量をベースにして支払われる。カーカスは骨なし肉と骨とに分けられる。骨，食用にできない内臓，足は家禽向けの飼料に精製される。また食用にできる内臓，頭，足は国内市場で販売される。皮はなめし革業者に販売される。骨なし肉は梱包されて，冷凍され（摂氏マイナス18度），カートンに詰めら

図２　輸出向けカラビーフ生産のバリューチェーン

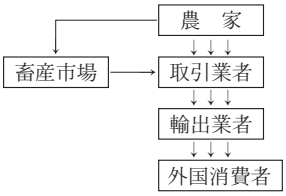

	販売価格	輸出価格に占めるシェア
農家	Rs. 93/kg	55%
取引業者	Rs. 122/kg	17%
輸出業者	Rs. 170/kg	28%

出所：FICCI 2013: 15, 33.

れて，輸出用に冷蔵庫で保存される。その後，輸出される。

FICCIのサーベイによると，輸出向けカラビーフの生産に携わるそれぞれの段階での典型的なコストは図２のようなものであった。300キロの水牛で，カーカス重量が180キロの場合，農家は一頭あたりほぼ17,000ルピー（取引業者に販売する場合）を得る。カーカス重量で計算して，キロ当たり93ルピーである。取引業者は輸出業者にキロ当たり122ルピーで販売する。輸出業者はキロ当たり170ルピーで外国の消費者に販売する。換言すれば，農家は輸出総額（30,600ルピー）の55%，取引業者は17%，輸出業者は28%を得ることになる。

現在のインドでは牛・水牛育成の一義的な目的はミルク生産である。そのため育成しても将来役にたたないオス水牛は，メス水牛のミルクを守るために農民によって人為的に間引きされている。その数は，毎年800万頭-1,000万頭にのぼると推測されている[18)]。もしこうした子水牛が肉生産のために救われるならば，農民の経済状態が改善されるだけでなく，国内市場向けにも輸出向けにも良質の肉を提供できる可能性がある（Ranjan 2007; Ranjan 2013）[19)]。

18）とりわけ都市部の酪農事業者によるオス子水牛の「飢餓と無視」による死亡率は極端に高く，95-98%が人為的に間引きされている（Rabo India Finance 2005: 88）。

19）従来インドでは，肉生産を目的とした子水牛の育成は実現することはなく，タブーとみなされてきた。ヒンド・アグロインダストリーズ社（HAIL）はこのタブーに挑戦し，1999年ウッタル・プラデーシュ州西部のアリーガルで「村落デモンストレーション農家」事業を開始した。環境整備されたアニマル・ハウス，飼料工場，そしてグリーンフォダー耕作用の100ヘクタールの飼養場がある。5,000頭の子水牛を飼育する商業用肥育場プロジェクトである。８-10カ月の子水牛を農家から買い付け，15日間の検疫が施された（この間にワクチン接種および駆虫措置が施される）後に，農場で高たんぱく・高エネルギーの食事が与えられる。４カ月で体重が120キロ増え，良質の肉が生産された。そして，コストに十分見合う生産が可能であることを示したと報告している（Ranjan 2007; Ranjan 2013）。ところで，1991年に肉加工は規制緩和されたにもかかわらず，肉生産を目的とした子水牛育成という後方統合に着手している企業は，ヒンド・アグロインダストリーズ社だけである。土地取得が困難であるためであり，また政府の政策に明確さが欠如しているためである（Rabo India Finance 2005: 76, 85-86）。

3．「牛」屠殺禁止法下での牛と水牛

3-1 「牛」屠殺禁止法が対象とする「牛」の範囲の拡大

独立後の1949年にインド憲法が制定された。その第48項「農業および畜産の組織」にどのような文言を入れるのかをめぐって，ヒンドゥー教およびイスラム教の代表者によって激しい議論がたたかわされた（Chigateri 2011: 142-146）。

その結果，第48項の最終案は次のような世俗主義とヒンドゥー教徒の利害に沿った宗教的偏見との妥協の産物となった（Sunder 2019: 340）。すなわち，「州政府は，近代的かつ科学的な考えに従って，農業と畜産を組織する努力を重ねるであろう。とりわけ，品種の維持と改良のための措置を講じ，メス牛，子牛，およびその他の搾乳用および役畜用の牛（cows and calves and other milch and draught cattle）の屠殺を禁じるであろう」[20]。なお農業と畜産に関する立法は，「州政府が責任を持つリスト」に従って州政府立法府が一義的な責任を持つものとされた。この憲法に書き込まれたあ

20）この憲法規定にみられるように，水牛は屠殺禁止の対象とはみなされていない。屠殺禁止の対象となった牛とは対照的である。こうした牛と水牛に対するとりあつかいの相違の淵源は，ヒンドゥー教の考えかたの中に見出すことができる。ロドリックによると，紀元前６世紀から紀元前３世紀にかけて全盛期を迎えた仏教およびジャイナ教は，「アヒンサー」という考えをその根幹に据えた。アヒンサーとは非暴力あるいは非殺生を意味する言葉である。その後，この考えはヒンドゥー教に受け入れられるようになり，紀元後４世紀頃になると「聖なるメス牛」という考えと結びつき，メス牛の聖性と不可侵性という考えが確立した（Brown 1964; Lodrick 2005: 73; Simoons 1994: 106-108）。メス牛は乳を出すため人間の「母」と同一視され，「ガウマタ（*Gaumata*）」（牛＝母）という表現が生まれた。ヴェーダ時代にはメス牛を殺すことはバラモンを殺すことと同じとみなされ，殺した場合には厳しく罰せられた（Krishna 2010: 74-80）。またガウマタという言葉から連想されるように，「牛殺し」は「母殺し」と同一視されるようになった（Ahmad 2018: 13）。

一方オス牛のほうは，シバ神の乗り物が幸福をもたらすナンディ（*Nandi*）という白い牛であり，これまた好ましい動物として受け入れられてきた。またヴェーダ時代にはオス牛は力の象徴であり，メス牛同様オス牛（去勢ウシ）を殺すことは禁じられていた（Krishna 2010: 64-67）。ただしオス牛はメス牛のように「聖牛」として崇敬されることはない。

いまいな性格がその後の係争の源となった。

このあいまいな憲法規定を受けて各州で屠殺禁止法が成立したが，その内容は州ごとに若干異なっている。1960年までに，アッサム州（1950年），グジャラート州（1954年），ウッタル・プラデーシュ州（1955年），パンジャーブ州（1955年），ラージャスターン州（1955年），ビハール州（1955），チャンディーガル州（1955年），ジャールカンド州（1955年）[21]，ウッタラカンド州（1955年），ヒマーチャル・プラデーシュ州（1955年），タミル・ナードゥ州（1958年），チャッティスガール州（1959年），マディヤ・プラデーシュ州（1959年），オディシャ州（1960年）でそれぞれメス牛屠殺禁止法が成立した。その後も陸続と残りの州で同様の法律が成立し，現在ではメス牛屠殺禁止法のない州はケーララ州，西ベンガル州と東北インドのアルナチャル•プラデーシュ州，メガラヤ州，ミゾラム州，ナガランド州，トリプラ州と連邦政府直轄領であるラクシャドウイープに限定されている。

表13は，「牛肉」生産のために屠殺された牛・水牛の頭数の推移である。1998-99年度から2018-19年度にかけて，変動はあるものの牛の屠殺頭数は減少傾向がみられる一方で，水牛のそれは大きく増加した。特に2011-12年

これに対し，ヒンドゥー教世界における水牛の位置は牛よりもはるかに低い。水牛は古代から屠殺の対象とされてきたし，「聖なる牛」という考えが浸透しても，その影響を受けることはなかった。確かに水牛の肉の摂食は，牛肉，豚肉，鶏肉同様に，大半の上位ヒンドゥー教徒によって避けられてきたが，それはベジテリアンかどうかという観点からのものであって，牛肉（ビーフ）と同程度の厳格さでもって忌避されてきたというわけではなかった（Hoffpauir 1982: 226）。のみならず，水牛は「悪の力」と関係しているとみなされてきた。牛があらゆる善・知識・富の源として認められてきたのとは対照的である。インド人の心の中では，しばしば水牛は不潔で，不幸で，悪いことが起こる前兆と見なされてきた。水牛は，死，病気，悪魔と関係しているものと考えられてきた。水牛の体の黒さはその魂の黒さを反映していると考えられてきた。水牛の不純性を示す主原因の一つは，死の神であるヤマ（*Yama*）との関係である。ヒンドゥー教の神話によると，水牛はヤマの乗り物であり，「ヤマの恐るべき牙城は無数の水牛によって満たされている」。マヒサ（*Mahisa*）という水牛の形をした悪魔は，女性戦士ドゥルガ（*Durga*）によって退治されるのであるが，その黒い水牛に死の神であるヤマが乗っている。黒くて醜い水牛は，白くて神聖な牛の反対物として描かれてきた（Hoffpauir 1982: 227; Simoons 1994: 118-119; Narayanan 2018: 5-7）。

21）ジャールカンド州は2000年にビハール州から独立した。

表13 「牛肉」生産のために屠殺された頭数（1,000頭）

年度	牛	水牛
1998-99	4,226.0	4,094.0
1999-00	4,424.0	4,348.0
2000-01	4,405.0	3,821.0
2001-02	4,462.0	3,673.0
2002-03	4,666.0	3,845.0
2003-04	2,441.0	2,984.0
2004-05	3,953.0	3,784.0
2005-06		
2006-07		
2007-08	2,553.0	4,946.0
2008-09	2,715.2	5,597.0
2009-10	2,476.8	6,061.0
2010-11	2,344.4	6,890.4
2011-12	3,040.2	8,450.0
2012-13	3,192.5	9,016.0
2013-14	3,195.9	9,735.9
2014-15		
2015-16	3,262.7	13,160.7
2016-17	3,320.2	12,130.0
2017-18	3,410.2	11,337.2
2018-19	3,055.8	11,926.3

出所：DAHD 各年。

度以降，水牛屠殺頭数に著しい増加傾向がみられる。表14は，1998-99年度，2008-09年度，2018-19年度の３時点での10年ごとの，州別の牛・水牛の屠殺頭数をみたものである。牛の屠殺頭数をみると，1998-99年度では多い順にケーララ州（121.6万頭），西ベンガル州（96.1万頭），ビハール州（83.9万頭），マハーラーシュトラ州（43.7万頭），アーンドラ・プラデーシュ州（21.9万頭）が上位５州であった。10年後の2008-09年度では，上位５州はビハール州（52.5万頭），ケーララ州（49.8万頭），マハーラーシュトラ州（35.3万頭），メガラヤ州（24.5万頭），ナガランド州（17.0万頭）と変化した。さらに10年後の2018-19年度における上位５州は，ケーララ州（125.5万頭），ビハール州（46.0万頭），タミル・ナードゥ州（39.7万頭），メガラヤ州（26.5万頭），カルナータカ州（15.1万頭）となった。牛の屠殺が認められているケーララ州が３時点を通じて首位であるが，対照的に同

表14 「牛肉」生産のために屠殺された牛・水牛の数：州別（1,000頭）

州・連邦政府直轄領	牛			水牛		
	1998-99	2008-09	2018-19	1998-99	2008-09	2018-19
1 アーンドラ•プラデーシュ	219	0	0.0	413	922	1090.2
2 アルナチャル•プラデーシュ	45	69	100.7	33	43	12.3
3 アッサム	95	121	53.8	8	6	2.4
4 ビハール	839	525	460.4	629	679	1,110.3
5 チャッティスガール	--		0.0	--	0	0.0
6 ゴア	31	12	2.7	4	0.3	0.0
7 グジャラート	--	0	0.0	42	16	9.4
8 ハリヤナ	--	0	0.0	--	0	51.9
9 ヒマーチャル•プラデーシュ	--	0	0.0	--	0	0.0
10 ジャッムー&カシミール	--	0	0.0	--	0	30.6
11 ジャルカンド	--	0	0.0	--	0	2.1
12 カルナータカ	135	130	150.5	79	68	88.1
13 ケーララ	1,216	498	1255.0	164	410	855.9
14 マディヤ・プラデーシュ	25	0	0.0	59	103	253.3
15 マハーラーシュトラ	437	353	0.0	544	711	1087.6
16 マニプール	58	71	86.9	21	27	48.5
17 メガラヤ	--	245	265.0	192	4	5.5
18 ミゾラム	22	23	43.8	1	0.5	1.7
19 ナガランド	21	170	78.2	4	71	26.8
20 オディシャ	17	0	0.0	--	0	0.0
21 パンジャーブ	--	0	0.0	--	429	672.9
22 ラージャスターン	--	0	0.0	157	444	838.2
23 シッキム	--	0	15.0	--	0	1.8
24 タミル・ナードゥ	82	121	396.9	91	77	21.5
25 テランガナ	N.A.	N.A.	0.0	N.A.	N.A.	1,030.8
26 トリプラ	--	0	0.0	--	0	0.0
27 ウッタル・プラデーシュ	--	0	0.0	973	1,747	4,550.4
28 ウッタラカンド	--	0	0.0	--	24	24.4
29 西ベンガル	961	114	131.4	533	99	108.5
30 A&Nアイランド	--	0.4	0.5	--	0.1	0.2
31 チャンディーガル	--	0	0.0	--	0	0.0
32 D&Nハヴェリ	--	0	--	--	0	--
33 ダーマン&ディウ	--	0	0.0	--	0	0.0
34 デリー	--	0	--	145	0	--
35 ラクシャドウイープ	3	2	0.6	--	0	0.0
36 プドゥチェリー	20	22	14.4	3	2	1.0
合計	4,226	2,476	3,055.8	4,094	5,884	11,926.3

出所：DAHD2006:59,DAHD2010:36,DAHD2019:63.

じように牛の屠殺が認められている西ベンガル州の凋落が激しい。ケーララ州についで牛の屠殺数が多いのはビハール州である。また牛の屠殺が認められている北東インドのメガラヤ州，ナガランド州と並んで，メス牛の屠殺が認められていないマハーラーシュトラ州，およびアーンドラ・プラデーシュ州，タミル•ナードゥ州，カルナタカ州という南部3州での屠殺数が多いのが目につく。一方，水牛の屠殺頭数上位５州は，1998-99年度ではウッタル・プラデーシュ州（97.3万頭），ビハール州（62.9万頭），マハーラーシュトラ州（54.4万頭），西ベンガル州（53.3万頭），アーンドラ・プラデーシュ州（41.3万頭）であった。10年後の2008-09年度では，ウッタル•プラデーシュ州（174.7万頭），マハーラーシュトラ州（71.1万頭），ビハール州（67.9万頭），ラージャスターン州（44.4万頭），パンジャーブ州（42.9万頭）となった。そしてさらに10年後の2018-19年度では，ウッタル•プラデーシュ州（455.0万頭），ビハール州（111.0万頭），アーンドラ・プラデーシュ州（109.0万頭），マハーラーシュトラ州（108.8万頭），テランガナ州（103.1万頭）となった。ウッタル•プラデーシュ州が一貫して首位の座を占めているが，時を経るにつれてますます存在感を高めている。2018-19年度時点では，インド全体の水牛屠殺頭数1,192.6万頭の38.2%を占めるまでになった。またマハーラーシュトラ州，ビハール州は常に上位を占めているが，インド北西部に位置するラージャスターン州，パンジャーブ州，そして南部に位置するアーンドラ・プラデーシュ州，テランガナ州もそれぞれ屠殺頭数を大きく伸ばしている[22)]。対照的に，水牛屠殺数でも西ベンガル州は大きく凋落した。表15はビーフ，カラビーフの生産量を州別にみたものであるが，表14とほぼ同様の傾向を読み取ることができる。2018-19年度でのビーフ生産量が圧倒的に1位の州はケーララ州（15.3万トン）であり，全インド生産量の46.7%を占めている。一方，これまたカラビーフ生産量が圧倒的に１位の州はウッタル・プラデーシュ州（68.9万トン）であり，全インド生産量の44.6%を占めている[23)]。

牛の屠殺禁止法の合法性をめぐって，繰り返し最高裁への訴えが提出さ

表15　登録屠畜場からの「牛肉」生産量：州別（1,000トン）

	州・連邦政府直轄領	ビーフ			カラビーフ		
		1998-99	2008-09	2018-19	1998-99	2008-09	2018-19
1	アーンドラ・プラデーシュ	24.14	0	0.00	46.18	95	126.82
2	アルナチャル•プラデーシュ	5.40	8	11.23	5.94	8	1.72
3	アッサム	3.06	5	3.26	0.37	0.3	0.15
4	ビハール	35.48	22	27.42	42.10	42	101.05
5	チャッティスガール	--	--	0.00	--		0.00
6	ゴア	5.79	--	0.24	0.96	0.05	0.00
7	グジャラート	0.05		0.00	3.86	2	0.87
8	ハリヤナ	--	--	0.00	--		7.32
9	ヒマーチャル•プラデーシュ	--	--	0.00	--		0.00
10	ジャッムー＆カシミール	--	--	0.00	--		5.40
11	ジャルカンド	--	--	0.00	--		0.22
12	カルナータカ	11.29	14	16.91	7.23	7	11.59
13	ケーララ	67.80	49	152.57	10.1	42	97.51
14	マディヤ・プラデーシュ	2.29	0	0.00	6.40	13	29.02
15	マハーラーシュトラ	54.43	44	0.00	74.98	99	197.75
16	マニプール	5.84	7	7.91	2.68	4	4.94
17	メガラヤ	--	22	23.77	25.04	1	0.66
18	ミゾラム	2.88	3	5.61	0.08	0.1	0.19
19	ナガランド	3.15	21	9.67	0.70	12	4.35
20	オディシャ	1.69	0	0.00	--		0.00
21	パンジャーブ	--	0	0.00	--	66	92.58
22	ラージャスターン	--	0	0.00	8.35	18	41.52
23	シッキム	--	0	1.56	--		0.29
24	タミル・ナードゥ	6.97	12	48.63	8.00	8	2.97
25	テランガナ	N.A.	N.A.	0.00	N.A.	N.A.	112.40
26	トリプラ	--	0	0.00	--		0.00
27	ウッタル・プラデーシュ	--	0	0.00	117.36	213	688.86
28	ウッタラカンド	--	0	0.00	--	3	3.03
29	西ベンガル	51.00	11	16.40	45.20	14	14.46
30	A&Nアイランド	--	0.1	0.12	--	0.01	0.06
31	チャンディーガル	--	0	0.00	--		0.00
32	D&Nハヴェリ	--	0	--	--		--
33	ダーマン＆ディウ	--	0	0.00	--		0.00
34	デリー	--	0	--	29.80		--
35	ラクシャドウイープ	0.24	0.1	0.03	--		0.00
36	プドゥチェリー	0.78	1	1.15	0.12	0.1	0.09
	合計	208.28	223	326.48	423.55	647	1,545.83

出所：DAHD2006: 59, DAHD 2010: 36, DAHD 2019: 65.

22）テランガナ州は2014年６月にアーンドラ・プラデーシュ州から独立した。

23）2015年時点で，ウッタル・プラデーシュ州からのカラビーフ輸出量はインド輸出量全体の67%を占めた。また同年のカラビーフ全生産量のうち，国内で消費されたのは47%，輸出向けは53%であった（Ramdas 2017b）。

れた。主要な判決として，まずは1958年にビハール州のイスラム教徒が，屠殺禁止法はイード（Eid）の祭りでメス牛を犠牲として捧げる彼らの宗教権を侵犯するものであるとして最高裁に訴えた事例がある。しかし最高裁は全員一致でこの訴えを退けた（クレシ判決と呼ばれる）。しかし「すべての」牛の屠殺が禁止されたわけではなかった。メス牛の屠殺は全面的に禁止したが，牛の解体業者（食肉処理業者）の職業権利に配慮して，屠殺禁止に一定の制限を設けていた（Adcock 2018: 7）。

次に注目されるのは，2005年のミルザプール判決である。ミルザプール判決は，屠殺禁止の対象をメス牛に制限したクレシ判決をこえて，すべての牛の屠殺禁止を合法とした（Chigateri 2011: 150-153, Adcock 2018: 9, Gundimeda and Ashwin 2018: 167-171 ）。

つづいて注目されたのは，2015年にマハーラーシュトラ政府が牛肉の販売および消費の全面禁止を打ち出し，これに違反した場合は5年間の収監と1万ルピーの罰金が科されるとした措置である（”Bombay HC says eating beef legal, upholds ban on cow slaughter,” *The Hindustan Times,* May 6, 2016）。マハーラーシュトラ州の屠殺禁止法（The Maharashtra Animal Preservation Act, 1976）は1976年に制定されたが，その後1995年に修正され，インド大統領の許可を得て2015年３月に実施された。1976年の法律ではメス牛の屠殺を禁止するものであったが，2015年の修正版では牛肉の所持および消費まで禁止されることになった。また屠殺禁止の対象がメス牛だけでなく，去勢牛にも拡大された（Khapre 2015）[24]。この措置によって，マハーラーシュトラ州における牛の屠殺頭数およびビーフ生産量はゼロになった（前掲表14，表15参照）。牛市場の崩壊である。2016年７月までに，

24）ボンベイ高等裁判所に数多くの申したてが行われた。2016年５月にボンベイ高等裁判所はマハーラーシュトラ州の屠殺禁止法は合法であるが，その目的はメス牛とその子孫を保護することにあり，他州から輸入した牛肉を消費あるいは所持することは合法であるとの判決を下 し た（”Can eat, possess beef got from out state: Bombay High Court,” *The Indian Express,* May 7, 2016）。

乳牛１頭の価格は65,000ルピーから50,000ルピーへと，またオス牛および年老いたメス牛の価格は18,000-19,000ルピーから15,000-16,000ルピーへと急落した。そして2016年８月までに75万頭を超える「浮浪牛」が生まれたと推測されている。販売することもできず，といって面倒をみつづけることもできなくなって，困窮した農民たちによって野に放たれた牛たちの群れである。対照的に1頭あたり水牛の価格は40,000ルピーから60,000ルピーへと上昇した（Ramdas 2017a）。

さらに社会に大きな衝撃を与えた出来事は，2017年5月23日に中央政府が「動物に対する残虐行為禁止法」にしたがって,「屠殺を目的として畜産市場から牛を売買することを禁止する」措置を打ち出したことである。そしてこの措置は，メス牛の屠殺が認められているケーララ州も含んで全国一律に適用されるとした。さらに,「牛」の中には「去勢されていないオス牛，去勢されたオス牛，メス牛，水牛，若い去勢牛，若いメス牛，子牛，ラクダ」も含まれるとした。水牛の取引が禁止されるという措置は，前代未聞のことであった。この措置によって，とりわけ大きな打撃を受けるとされたのは，水牛の輸出業者である。彼らは水牛の肉を畜産市場から買い付けているためである。農家がカラビーフを，直接輸出業者に販売することは不可能である（”Centre’s ban on sale of cattle for slaughter at animal markets will cripple buffalo trade,” *Live Mint*, May 27, 2017）。食肉業者および皮革業者の大半はイスラム教徒であり，政府が打ち出したこの措置はヒンドゥー至上主義者によって支えられたモディ政権の反イスラム政策の一環である。これに対し,7月10日最高裁はこの措置の実施を差し止める判決をいいわたした（”India Supreme Court suspends cattle slaughter ban,” *BBC News*, July 11, 2017）。

もともとはメス牛だけが屠殺禁止の対象であったものが，時を経るにつれて屠殺の対象がオス牛や子牛にまで拡大し，はては水牛（メス水牛，オス水牛）にまで及びつつある様子をみてとることができる。従来，農家は水牛同様，ミルクの出なくなったメス牛，役畜として役にたたなくなった

オス牛あるいは子牛を屠殺用に販売してきた。それによって少なくとも1頭あたり2万ルピーを得ることができ，農家にとって重要な所得源となってきた（Soumya 2014）。「牛」の屠殺禁止を求めるヒンドゥー至上主義者たちの政治的•暴力的圧力の下で「聖なる牛」の範囲がとめどなく拡大し，牛市場の歪みはますます増幅している。

3-2　牛の屠殺禁止と牛肉摂食のタブー

インドで「牛肉」を食べるのはイスラム教徒[25]，キリスト教徒だけではない。指定カースト（SC）[26]，指定部族（ST）も「牛肉」を食べるし（Bidwai 2003; Chigateri 2008: 17），その他後進階級（OBC）の中にも「牛肉」を食べる人々がいる。すべて合わせると，その数はインド総人口の40-50%にも及ぶとされている（Ilaiah 1996）。

全国標本調査「2011-12年度における様々な財およびサービスに関する家計消費」（NSSO 2014）によると（表16参照），農村家計の4％，都市家計の5％が，調査時点前の1週間に「牛肉」（ビーフ＋カラビーフ）を消費した。また一カ月の一人当たり消費量でみると，農村部の消費量は42グラム，都市部のそれは64グラムであった（NSSO 2014: 26）。全国標本調査の対象となった家計数は101,000家計で，このうち9,711家計が「牛肉」を消費したとしている。インドの総人口は約11億人であるので，「牛肉」をたべる家計数は8,350万，全体の7.35％と推計される（Kishore and Anand 2015）。

25）イスラム教徒の中で「牛肉」を食べないコミュニティとして，コンカーニ・ムスリム（Punwani 2015）やダールディスターンのシン（Shins of Dardistan）（Chigateri 2008: 18）などがある。シンの場合は牛肉を食べないだけでなく，できる限り牛を遠ざけようとし，牛乳も飲まないし，乳製品も食べないし，燃料として牛糞も利用しない（Simoons 1994: 118）。

26）K. S. シンがリストアップした751の指定カーストのうち，53.8%にあたる404コミュニティが非ベジタリアンである。このうち全体の13.8%にあたる104コミュニティがメス牛のビーフを，15.6%にあたる117コミュニティがオス牛のビーフを，47.7%にあたる358コミュニティが豚肉を，そして3.6%にあたる27コミュニティが腐肉（自然死した牛の肉）を食べる（Singh 1995: 5）。

表16　ミルク，卵，魚，肉の消費量（全インド）：2011-12年度

品目	過去30日間における消費量		消費家計比率（%）	
	農村部	都市部	農村部	都市部
ミルク（リットル）	4,322	5,422	78.0	84.9
卵（個）	1.94	3.18	29.2	37.6
魚・エビ（グラム）	266	252	26.5	21.0
羊肉・マトン（グラム）	49	79	6.4	10.0
牛肉・水牛肉（グラム）	42	64	4.0	5.0
鶏肉（グラム）	178	239	21.7	27.0

出所：NSSO 2014: 26.

宗教別にみると，イスラム教徒を別にすると，指定カースト（SC）・指定部族（ST）が主要な消費グループである。「牛肉」を食するヒンドゥー教徒のうち，70%以上はSC/STであり，そしてその他後進階級（OBC）が21%，上位カーストが７%であった（Kishore and Anand 2015）。

イスラム教徒の40%にあたる6,340万人が「牛肉」を食べる。一方，ヒンドゥー教徒の２%にあたる1,250万人が「牛肉」を食べる。またキリスト教徒の26%にあたる650万人，そして60万人の仏教徒，28万人のその他宗教（その他宗教の13%にあたる）が，それぞれ「牛肉」を食べる（Kishore and Anand 2015）。ヒンドゥー教徒はわずか２%未満であるが，絶対数では1,250万人となり，イスラム教徒についで第２位の「牛肉」消費グループである（Kishore and Anand 2015）。ヒンドゥー教徒は「牛肉」を家の中で料理することはなく，外食しているものと考えられるため記録に残らず，彼らの比率・数は過少評価されていると考えられる（Bansal 2016; Ahmad 2018: 32-33）[27]。

州別にみても，大きな地域的差異がみられる。ヒンドゥー教徒が「牛肉」を最も多く消費している州はアーンドラ・プラデーシュ州（328万人），ついでタミル・ナードゥ州（314万人），ケーララ州（155万人），カルナータ

27）ナタラジャン＝ジャコブはビーフを摂食する人口比率を15%と見積もっている（Natrajan and Jakob 2018）。

カ州（90万人）となっている（Bansal 2016）。また「牛肉」消費量（1カ月）が最も多い州・連邦政府直轄領はラクシャドウイープの1.135キログラムで，ついでナガランド州の農村部（576グラム），メガラヤ州（419グラム）であった。また「牛肉」を最も多く消費する州は，イスラム教徒が大半を占めるジャンムー・カシミール州ではなく，メガラヤ州であり，そこでは人口の80%が「牛肉」を食する（Kishore and Anand 2015）。また「牛肉」を食べるイスラム教徒が最も多い州はウッタル・プラデーシュ州の1,730万人である。ついで西ベンガル州の1,500万人，アッサム州の570万人となっている。人口比率でみると，「牛肉」を食べるイスラム教徒の比率が最も高い州はメガラヤ州で94%，ついでラクシャドウイープの78%，シッキム州の72%，ウッタル・プラデーシュ州とマハーラーシュトラ州の47%と続いている（Bansal 2016）。

「牛肉」を食べるインド人の数は，1999-2000年度の7,510万人から2011-12年度の8,350万人に増加したが，1か月あたりの家計の総消費量は4,440キログラムから3,670キログラムへと減少した。また調査前7日間における「牛肉」消費量が最も高かったのはイムラム教徒の42%で，ついでキリスト教徒の26.5%，ヒンドゥー教徒の1.4%であった（Bansal 2016）。

表17はチガテリが整理したもので，2005年時点における肉・魚の生産量および消費量をあらわしたものである（Chigateri 2008）。「肉・魚」の中で，「牛肉」（ビーフ＋カラビーフ）の生産量は298万トンと最大である。さらに驚くべきことは，鶏肉を上回って，消費量でも淡水魚についで190万トンと第2位の座を占めている点である（Chigateri 2008）。また淡水魚や鶏肉等の場合，生産量と（国内）消費量との間にはほとんど差がないが，「牛肉」の場合には1,000万トン以上の差があり，輸出に回っている分がきわめて大きいことがわかる。

またカラビーフの消費が大きい州は，ウッタル・プラデーシュ州，アーンドラ・プラデーシュ州，ケーララ州，西ベンガル州，マハーラーシュトラ州である[28)]。

表17　2005年時点でのインドにおける肉・魚の生産量・消費量（1,000トン）

商品	生産量	消費量
ウシ属の肉	2,981.5	1,905.9
鶏肉	1,900.0	1,890.3
甲殻類	586.7	367.9
底魚	858.4	739.1
食用鹹物	587.2	587.2
淡水魚	2,782.7	2,777.5
遠洋魚（大）	788.9	473.3
その他海洋魚	777.6	708.7
豚肉	503.0	504.8
羊・ヤギ肉	734.6	707.2

出所：Chigateri 2008: 18.

消費者にとって，カラビーフは安価な動物性たんぱく源である。キロ当たりで，マトンが380ルピー，鶏肉が180ルピー，魚200-500ルピーであるのに対し，カラビーフは130-150ルピーと，最も安い（FICCI 2013: 38）。また大半の州では牛の屠殺は禁じられているが，水牛はそうではない。

ビーフ（牛の肉）とカラビーフ（水牛の肉）は，宗教的・文化的・政治的にはまったく異なったカテゴリーに属するものとして認識されているが，食事というレベルではほとんど両者を分けることができない。これが，NSSOの消費調査でビーフとカラビーフとを分けて集計したデータがない理由であろう。実際には，ビーフを食べる人々とカラビーフを食べる人々は重なっているために，両者を分けることができない。ビーフは食べないが，カラビーフなら食べるという上位ヒンドゥー教徒はいない（中には，両方とも食べるという上位ヒンドゥー教徒はいるが）。牛の屠殺禁止というレベル（ここでは水牛の屠殺は許容されている）での認識と，「牛肉」の摂

28）ウッタル・プラデーシュ州には非ベジテリアン食文化の伝統がある。NSSOの家計消費調査によると（NSS 2014），1家計の1か月あたりのビーフおよびカラビーフの消費量は，インド全体の平均0.10キログラムに対しウッタル・プラデーシュ州は0.17キログラムである。またビーフおよびカラビーフを食する家計比率も，全国平均が4.5%であるのに対しウッタル・プラデーシュ州は7.95%である（Moudgil 2017）。

食タブーというレベルでの認識との間には，明らかにズレがある。後者は宗教的・文化的・政治的要素と関係しているだけでなく，なによりも「慣れ親しんだ味」というテイストと関係しており,「牛肉」の中にはビーフだけでなくカラビーフも含まれている。

4 「過剰な」牛はどこへ行く？

4-1 牛市場

水牛同様牛たちも，年齢を重ねて役にたたなくなると畜産市場で販売されるか，あるいは直接取引業者に販売される[29]。ただしメス牛の売買（屠殺）は多くの州で禁止されている。牛市場は北インドではハート（haat）あるいはマンディ（mandi）と呼ばれている（Ahmad 1978: 97）。また南インドではシャンディ（shandy）と呼ばれている。通常，売り手と買い手をつなぐブローカーがいる（Staples 2019: 1128-1131; Kapur 2011）。

ステイプルズの報告によると，メス牛の売買（屠殺）はアーンドラ・プラデーシュ州では禁止されているが，インフォーマルなネットワークを介して密かに売買が行われているという。それによると，陽が出る前の日曜日の早朝に，2 頭のメス牛が 2 人のイスラム教徒の助けを得てマディガ（靴の修繕や皮革労働に携わる指定カースト）の農民によって屠殺された。販売用に肉は竹で編まれた天蓋の中に収められ，ちょっと見には牛の肉かそ

29）酪農用メス牛は通常 6 歳になると屠殺用（肉と皮が利用される）に売りに出される。一方，屠殺が認められている水牛の場合は，何歳でも売りに出される（Brighter Green 2012: 8）。また州によっては，14歳を過ぎた「使用ずみ」メス牛の屠殺は合法であるとしている。一方，子牛の屠殺は多くの州で禁止されているが，子牛の年齢に関する明確な定義が欠けている。オスの子牛は実質的には酪農の副産物であるので，通常は打ち捨てられたり，あるいは非合法の屠殺場へと送られている。さらにミルクの出なくなったメス牛も定期的に都市の道に打ち捨てられている（Brighter Green 2012: 12）。オス水牛の子供も同様である。毎年800頭のオス水牛の子供が打ち捨てられ，飢えで死亡している（Brighter Green 2012: 12）。

れとも水牛の肉か容易には見分けがつかない。が，消費者は間違いなくその違いを知っていて，自分たちで食べる場合もあるし，大都会のレストランでビーフ•ビリヤニとして供している場合もある。キリスト教徒であれ，イスラム教徒であれ，牛肉は「水牛の肉よりも甘い」という評価をしている（Staples 2019: 1130）。

4-2　屠殺場への搬送

1960年に「動物に対する残虐行為禁止法（The Prevention of Cruelty to Animal Act）」が制定され，その結果動物愛護局（Animal Welfare Board）が創設された。しかし実際には，動物に対する日常的残虐行為が繰り返されてきた。その最たるものの一つが，牛市場から屠殺場への牛の搬送である。多くの州が牛の屠殺を禁じているが，他方でビーフに対する需要が増大してきたために，メス牛の屠殺が認められている西ベンガル州やケーララ州，あるいは隣国のバングラデシュ，あるいはまた不法な屠殺場へと搬送される必要がある。しかしメス牛の搬送に関しては，多くの州・連邦政府直轄領で他州への搬送が禁じられており，また鉄道による搬送も禁じられている。そのため，牛の搬送の多くは不法に，かつ秘密裏に行われることになる。「死の行進」と呼ばれるトラックと歩行による搬送は悲惨を極めている[30]。牛たちは，食べ物も水も与えられることなく長距離を移動する。疲労困憊した牛たちを移動させるために，牛の目には唐辛子やタバコが塗り付けられる。トラック搬送の間に牛たちの足・肋骨・骨盤・角は折れ，搬送の間に半分の牛たちが死亡してしまう（PETA India 2008: 10; Brighter Green 2012: 34）。

牛を筆頭とする動物の搬送に，賄賂はつきものである。州警察官によってチェックポイントがあるたびにトラックは停止され，そのたびに賄賂が

30）動物に対する残虐行為禁止法によってトラック１台あたりで搬送できる牛の数の上限は６頭と決められているが，この規則は守られたためしがない（Narayanan 2019: 1521-1522）。

払われる。さらに牛警護団によってもトラックが停止され，牛の取引業者，運転手，ヘルパーたちは暴力を受ける危険にも晒されている（Ahmad 2018: 102-103; Narayanan 2018: 1524-1527）。

4-3　屠殺場

表18は，政府に登録された（ライセンスを取得している）屠殺場数の推移を州別にみたものである。国内市場向けの屠殺場であり，各種の地方自治体によって運営されている。2006年３月末時点から2019年３月末時点までの数値である。2000年３月末の5,520から2019年３月末の1,302へと，急激かつ一貫して減少していることがわかる[31)]。とくにグジャラート州，ハリヤナ州，ケーララ州，マハーラーシュトラ州，オディシャ州，ラージャスターン州，ウッタラカンド州，ウッタル・プラデーシュ州で顕著な減少が確認される[32)]。これ以外に数多くの未登録の（すなわち，ライセンスを取得していない「不法な」）屠殺場がある[33)]。2009年から，中央政府からの援助資金による屠殺場近代化計画が始まったが，この計画を利用して「近代化」するケースはほとんどなかった（Debroy 2016）。地方自治体は資金不足で，担当者は「近代化」に無関心である。建物はきわめて古く，衛生設備が整ってなく，運送設備や冷蔵設備も貧しく，水・明り・下水・牛の休憩場所といった基礎的なアメニティーが欠如しており，固形廃棄物処理施設が整備されていない（Rabo India Finance 2005: 84-85, Kochewad,

31）DAHD（毎年）データによる数値であるが，カルナータカ州の2006年3月末の登録屠殺場数は誤記の可能性が高い。原データは2,999となっているが，299の誤記であると思われる。299であるとすると，この年のインド全体の屠殺場数は5,520ではなく2,820となるが，全体の減少傾向に変わりはない。

32）アーンドラ・プラデーシュ州も顕著に減少しているが，脚注16で記したように，2014年６月にアーンドラ・プラデーシュ州からテランガナ州が独立したためである。

33）不法屠殺場について，DAHDは4,707という2006年３月末時点の数値だけを掲載しているが，その数が不明の州があまりにも多く，この数値はほとんど実態を反映していない。ある推計（あるいは推測といったほうが正確だが）によると，不法な屠殺場の数は30,000にのぼるといわれている（Gopal 2015）。

表18　州別登録屠畜場の数

州	2019.3.31	2018.3.31	2014.3.31	2013.3.31	2012.3.31	2010.3.31	2006.3.31	
							登録	未登録
1　アーンドラ・プラデーシュ	96	96	183	185	196	188	214	270
2　アルナチャル・プラデーシュ	N.A.	1	N.A.	1	1	1	2	N.A.
3　アッサム	3	3	3	2	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
4　ビハール	44	42	42	42	42	42	42	N.A.
5　チャッティスガール	0	N.A.	74	74	26	26	26	9
6　ゴア	1	1	1	1	1	1	1	N.A.
7　グジャラート	8	8	38	38	38	38	38	N.A.
8　ハリヤナ	3	3	36	36	36	36	34	N.A.
9　ヒマーチャル・プラデーシュ	37	37	37	37	37	37	37	53
10　ジャンムー・カシミール	11	11	20	2	2	2	1	N.A.
11　ジャルカンド	35	35	35	35	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
12　カルナータカ	95	96	96	96	96	190	2999	N.A.
13　ケーララ	44	44	55	154	154	154	N.A.	N.A.
14　マディヤ・プラデーシュ	198	198	79	136	136	136	175	23
15　マハーラーシュトラ	251	251	316	336	336	338	338	N.A.
16　マニプール	0	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	1
17　メガラヤ	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
18　ミゾラム	5	5	2	1	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
19　ナガランド	0	1	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
20　オディシャ	18	18	51	63	63	65	63	2177
21　パンジャーブ	96	96	91	91	91	91	91	N.A.
22　ラージャスターン	N.A.	N.A.	2	514	658	658	744	1597
23　シッキム	4	4	4	4	4	1	1	N.A.
24　タミル・ナードゥ	102	110	130	121	121	116	123	N.A.
25　テランガナ	53	93	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
26　トリプラ	0	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
27　ウッタラカンド	0	23	24	24	23	75	N.A.	N.A.
28　ウッタール・プラデーシュ	185	185	285	285	259	347	317	N.A.
29　西ベンガル	9	11	11	11	11	11	11	N.A.
30　A&Nアイランド	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	3	N.A.	N.A.
31　チャンディーガル	1	1	1	1	1	1	1	N.A.
32　D&Nハベリ	0	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
33　ダーマン&ディウ	N.A.	N.A.	3	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
34　デリー	N.A.	1	1	1	1	1	1	N.A.
35　ラクシャドウイープ	1	1	1	1	1	1	1	25
36　プドゥチェリー	2	1	2	2	2	2	260	552
全インド	1302	1377	1623	2294	2336	2561	5520	4707

出所：DAHD各年。

Gadekar, Meena, and Kumar 2017, CPCB 2017)。また品質管理がずさんで, 95%の屠殺場では人力で屠殺が行われている（Rais and Kuruvilla 2016,

CPCB 2017: 8)。しかし近代化計画の下での屠殺場の移転に対しては，地方の取引業者が強く抵抗している。現行制度の下では，彼らは自ら屠殺用の動物を持ち込み，処理された肉やその他副産物のすべてを持ち去ることができる。ところが屠殺場が近代化されてしまうと，副産物を持ち去ることができなくなり，距離も遠くなり，屠殺のための料金も高くなり，屠殺方法（ハラールやジャトカ[34)]）をコントロールできなくなる恐れがあるためである（CPCB 2017: 7）[35)]。

対照的に後者は，屠殺から冷凍肉の生産までが可能な近代的・統合的な施設である。機械による屠殺が起こなわれている。APED（Agricultural and Processed Food Products Export Development Authority）への登録が義務づけられている。2017年時点で全部で75の近代的屠殺場兼肉加工施設がある（CPCB 2017: 6, Annex Ⅱ）。こちらは環境に十分配慮されており，世界水準のSPS措置（衛生と植物防疫のための措置）がとられている（Ranjan 2007; Ranjan 2013）。表19は代表的な輸出向け屠殺場兼肉加工施設（一部のみ）の一覧である。輸出向けカラビーフに携っている 3 大大手企業は，ヒンド•アグロインダストリーズ（HAIL），アラナサンズ（Allana Sons Ltd.），アル・カビール・エクスポート（Al Kabeer Exports (P) Ltd.）[36)]，である。

34）ジャトカ（*Jhatka*）とは，動物の頭を刀あるいは斧の一振りで切り落とす屠殺方法のこと。動物たちから，屠殺される恐れを取り除くためである。ヒンドゥー教徒の屠畜業者であるカティークが用いる方法である（Ahmad 2018: 109）。

35）デリーのイドガー（Idgar）屠殺場は200年の歴史をもつ，１日2,500頭の動物の屠殺能力がある施設である。しかし1994年時点では毎日14,000頭の動物が屠殺され，13,000リットルにのぼる血と内臓がヤムナ川に投棄され，深刻な環境汚染•衛生問題を起こしていた（Robbins 1999: 415）。イドガー屠殺場はデリー高裁による命令を受けて1994年に閉鎖され，屠殺場はガジプール（Ghazipur）に移転された。しかし移転後も，依然としてイドガーで屠殺が行われている（Debroy 2016）。アーマードは，イドガー屠殺場の移転をめぐるさまざまな問題を，肉処理業者コミュニティであるイスラム教徒のクレシに焦点をあてて詳細な検討を加えている（Ahmad 2018: Ch. 5）。

36）大半の屠殺業者・肉処理業者はイスラム教徒であるが，アル・カビール・エクスポート社の所有者は（企業名から連想されるような）イスラム教徒ではなく，ヒンドゥー教徒である（Bidwai 2003）。アトゥル・スッバーワルとサティッシュ・スッバーワルが率いている。加工食品，冷凍食品等，食品部門で幅広くビジネスを展開している（Ahmad 2018: 152-153）。

表19　主な輸出向けカラビーフ工場（屠殺場兼肉加工プラント）

	企業名	州
1	Al Kabeer Exports (P) Ltd.	アーンドラ・プラデーシュ
2	Frigerio Conserva Allana Ltd.	アーンドラ・プラデーシュ
3	Chengicherla Slaughterhouse	アーンドラ・プラデーシュ
4	Frigorifico Allana Ltd.	マハラシュトラ
5	Deonar Abattoir	マハラシュトラ
6	Son Anku Exports (P) Ltd.	マハラシュトラ
7	M. K. Oversea (P) Ltd.	パンジャーブ
8	Abott Cold Strage Pvt. Ltd.	パンジャーブ
9	Mirha Exports Pvt. Ltd.	パンジャーブ
10	PML Industries	パンジャーブ
11	Prime Natural Food Pvt. Ltd.	ラージャスターン
12	Fragile Frozen Food	ラージャスターン
13	Hind Agro Industries	ウッタル・プラデーシュ
14	Indagro Foods Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
15	Amroon Foods Pvt. Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
16	Al Saquib Exports Pvt. Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
17	Medina Frozen Food Exports Pvt. Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
19	Al Hamd Agro Food Products (P) Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
21	Fair Exports India (P) Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
22	Al Nafees Frozen Exports Pvt. Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
23	MCD Slaughterhouse	ウッタル・プラデーシュ
24	Eagle Continental Foods Pvt. Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
25	Al Hamd Frozen Foods (P) Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
26	Al Faheem Meatex (P) Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
27	HMA Agro Industries Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
28	Frigerio Conserva Allana Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
29	AOV Exports Pvt. Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
30	Rustam Foods Pvt. Ltd.	ウッタル・プラデーシュ
31	Nagar Nigam Slaughterhouse, Sahananpur	ウッタル・プラデーシュ
32	Rayban Foods Private Ltd.	ウッタル・プラデーシュ

出所：FICCI 2013: 57, 67, 69, 70, 73.

アーマードによると，統合型屠殺場兼加工プラントの第一号は，1978年にヒンドゥスタン・レバー社の子会社であるブルックボンド社がオーランガバードに設立したものであった。その後，この施設は1985年にアラナサンズによって買収された。アラナサンズは不動産，建設業部門でよく知られているビジネス・ファミリーで，西インドのイスラム教徒商人であるメーモン・コミュニティに属する。アフザル・ラティーフ（Afzal Latif）が率いている。市場シェアの20-30%を支配しているといわれている。アリーガ

ルにあるプラントが最大のもので，毎日1,200頭の水牛が処理されている。デリーのガジプールにもプラントを所有しており，毎日600頭の水牛が処理されている。またエチオピアにも牛肉処理プラントを設立している（Ahmad 2018: 152）。

前述したように，多くの州で牛の屠殺禁止法が施行されているが，大半の州でその実効性が問題とされてきた[37]。大半の州で地域内および地域間での牛の輸送に対する制約があるが，ほとんど守られていない。水牛だけを屠殺対象としているライセンスを所有している近代的な屠殺場でも，監視や履行にゆるみがみられる。またライセンスのない不法屠畜場の数があまりにも多いために，法律違反を有効に取り締まることができない。国内市場向けだけでなく，輸出用に販売されるカラビーフにさえビーフが混じっている可能性があるが，実際にチェックすることは不可能である（Lake 2018; Vaidyanathan 2015）。インド全国に一律適用される牛屠殺法がないので，いろいろな抜け道がある。

表20は登録された屠殺場データに基づいて，1998-99年度から2018-19年度までの牛と水牛の屠殺率を推計したものである。この間牛の屠殺率は，1.3%-2.5%の間を変動しながら緩やかな減少傾向がみられるのに対し，水牛のそれは2003-04年度の2.5%を底として，その後急増し，2015-16年度には12.0%にまで増加した。

ところで，動物の屠殺・解体はカースト社会の中で最も穢れた職業とみなされてきており，伝統的に後進カーストおよびイスラム教徒が携わる職業とされてきた。イスラム教徒のクレシ・コミュニティとヒンドゥー教徒のカティク・コミュニティがそれである。クレシはイスラム教徒ではあるが，デリーおよび中央政府リストでは「その他後進階級（OBC）」に含まれている（Ahmad 2018: 214）。一方，カティクは指定カーストである（Singh

37）屠殺対象となっているのは，大半は年老いたあるいは役に立たなくなったメス牛や去勢牛である。

1993: 725-739)[38]。

表20　牛属の屠殺率の推移（単位：1万頭，%）

年・年度	牛			水牛		
	頭数	屠殺頭数	屠殺率	頭数	屠殺頭数	屠殺率
1951	15,530			4,340		
1956	15,870			4,490		
1961	17,560			5,120		
1966	17,620			5,300		
1972	17,830			5,740		
1977	18,000			6,200		
1982	19,245			6,978		
1987	19,969			7,597		
1992	20,458			8,421		
1997	19,888			8,992		
1998-99	19,660	423	2.2	9,125	409	4.5
1999-00	19,432	442	2.3	9,258	435	4.7
2000-01	19,204	441	2.3	9,391	382	4.1
2001-02	18,976	446	2.4	9,524	367	3.9
2002-03	18,748	467	2.5	9,657	385	4.0
2003	18,518			9,792		
2003-04	18,796	244	1.3	9,940	244	2.5
2004-05	19,074	395	2.1	10,088	395	3.9
2005-06	19,352			10,236		
2006-07	19,630			10,384		
2007	19,908			10,534		
2007-08	19,772	255	1.3	10,590	495	4.7
2008-09	19,636	272	1.4	10,646	560	5.3
2009-10	19,500	248	1.3	10,702	606	5.7
2010-11	19,364	234	1.2	10,758	689	6.4
2011-12	19,228	304	1.6	10,814	845	7.8
2012	19,090			10,870		
2012-13	19,148	319	1.7	10,884	902	8.3
2013-14	19,206	320	1.7	10,898	974	8.9
2014-15	19,264			10,912		
2015-16	19,322	326	1.7	10,926	1,316	12.0
2016-17	19,380	332	1.7	10,940	1,213	11.1
2017-18	19,436	341	1.8	10,954	1,134	10.4
2018-19	19,496	306	1.6	10,968	1,193	10.9
2019	19,552			10,985		

出所：DAHD 各年。

38）なおカサイは屠殺業者・肉屋を，ベオパリは畜産市場での家畜取引業者を意味する言葉である。

4-4　ゴーシャラ

ゴーシャラ（*goshala*）とは年老いて不具になった牛を保護する施設である。ゴーシャラとともにしばしばピーンジャラーポーレ（*pinjrapole*）という言葉も使用されるが，後者は牛だけでなく様々な動物を保護するアシュラムであり，動物病院として医療措置が施される（Lodrick 1981: 13-14）[39]。1974年から1975年にかけて100あまりのゴーシャラとピンジャラーポーレを調査したロドリックによると，ピーンジャラーポーレを別にすると全部で５種類のゴーシャラがある。すなわち，①寺院ゴーシャラ，②宮廷ゴーシャラ，③商人ゴーシャラ（*vania goshala*），④ガンディアン・ゴーシャラ，そして⑤政府が運営するゴーサダン（*gosadan*），の５種類である（Lodrick 1981: 16-28）。

表21は，州別にみたゴーシャラの数である。2018年３月末の6,435をピークにして，2019年３月末には5,955にまで減少した。このうち畜産局（政府）が管理しているゴーシャラ（ゴーサダン）は，2014年３月末には1,413あったが，その後急速に減少し，2019年３月末には115にまで減少した。

カティヤール＝ラヤクはゴーシャラの数を5,000，そしてゴーシャラあたりの牛の平均数を200頭とし，ゴーシャラで保護されている牛の数はせいぜい100万頭であると推計している（Katiyar and Layak 2019）[40]。また６州

39）篠田は，「雌牛への奉仕のための牛舎（Gaushala ガウシャーラー：ガウは雌牛，シャーラーは厩舎を意味する）や不要な家畜を『自然死』するまで世話をする家畜養護院（Panjrapole/Pinjrapole パーンジラーポール；パーンジラーは鳥籠・家畜柵，ポールは保護施設をあらわす）」と説明している（篠田 2021: 93）。

40）デリーのゴーパル・ゴーサダン（Gopal Gausadan）は，政府が資金提供しているインドで最大の牛保護施設である。約2,500頭のメス牛が保護されている。設立は1994年で，土地の広さは85エーカー（34.4ヘクタール）あった。しかし2006年に65エーカー（26.3ヘクタール）の土地が取り上げられ，政府の植林プロジェクトに割り当てられた。デリー・メトロ建設に伴って生じた整地補償のためである。その結果，牛たちは従来のように自由に草を食べることができなくなり，現地のマーケットから購入してきた飼料を与えられるようになった。ゴーパル・ゴーサダンでは小さな酪農をも営んでおり，わずかながらもミルクを販売している。また医療製品として牛尿も販売されている。しかし，ゴーパル・ゴーサダンでの牛の死亡率

表21　州別ゴーシャラの数

州	2019.3.31		2018.3.31		2014.3.31		2012.3.31		2010.3.31		2006.3.31	
	畜産局	その他	畜産局	その他	畜産局	その他	畜産局	その他	畜産局	その他	畜産局	その他
1 アーンドラ・プラデーシュ	N.A.	56	N.A.	56	N.A.	92	N.A.	N.A.	N.A.	48	N.A.	44
2 アルナチャル・プラデーシュ	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
3 アッサム	N.A.	8	N.A.	8	N.A.	10	14	N.A.	14	N.A.	14	N.A.
4 ビハール	87	N.A.	87	N.A.	87	N.A.	86	N.A.	86	N.A.	85	N.A.
5 チャッティスガール	0	112	N.A.	108	N.A.	71	N.A.	54	N.A.	54	N.A.	N.A.
6 ゴア	N.A.	4	N.A.	4	N.A.	3	N.A.	1	N.A.	1	N.A.	1
7 グジャラート	0	667	N.A.	667	N.A.	475	N.A.	475	N.A.	475	N.A.	573
8 ハリヤナ	2	513	2	450	2	277	2	244	2	244	2	137
9 ヒマーチャル・プラデーシュ	1	145	1	105	1	57	N.A.	58	3	N.A.	2	N.A.
10 ジャンムー・カシミール	0	25	2	34	N.A.	9	3	N.A.	3	N.A.	N.A.	N.A.
11 ジャルカンド	0	31	N.A.	31	N.A.	27	N.A.	27	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
12 カルナータカ	2	144	2	81	2	79	2	79	2	79	N.A.	N.A.
13 ケーララ	N.A.	1	N.A.	1	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	1
14 マディヤ・プラデーシュ	0	622	N.A.	604	N.A.	591	N.A.	538	N.A.	1077	N.A.	966
15 マハーラシュトラ	0	518	N.A.	518	N.A.	159	N.A.	130	N.A.	130	N.A.	102
16 マニプール	0	0	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
17 メガラヤ	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
18 ミゾラム	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
19 ナガランド	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
20 オディシャ	1	26	1	26	1	26	1	29	1	30	1	30
21 パンジャーブ	22	418	22	410	N.A.	190	N.A.	108	N.A.	108	N.A.	N.A.
22 ラージャスターン	N.A.	1865	11	2562	1304	250	N.A.	1159	880	N.A.	758	N.A.
23 シッキム	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
24 タミル・ナードウ	N.A.	101	N.A.	78	N.A.	N.A.	15	N.A.	42	N.A.	N.A.	46
25 テランガナ	0	0	N.A.	75	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
26 トリプラ	0	0	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
27 ウッタラカンド	0	22	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	0	107	N.A.	60	N.A.	N.A.
28 ウッタール・プラデーシュ	N.A.	521	N.A.	505	8	453	8	388	8	369	8	308
29 西ベンガル	0	31	N.A.	31	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
30 A&Nアイランド	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
31 チャンディーガル	N.A.	N.A.	N.A.	3	3	N.A.	N.A.	3	N.A.	3	N.A.	2
32 D&Nハベリ	0	1	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
33 ダーマン&ディウ	N.A.	3	N.A.	3	N.A.	3	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
34 デリー	N.A.	N.A.	5	N.A.	5	N.A.	N.A.	5	N.A.	5	N.A.	5
35 ラクシャドウイープ	0	0	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
36 プドウチェリー	N.A.	3	N.A.	2	N.A.	2	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
全インド	115	5840	133	6362	1413	2774	131	3435	1041	2683	870	2215

出所：DAHD各年。

54のゴーシャラを対象に調査したシャルマ他によると，各ゴーシャラで飼育している牛数の中央値は232頭であった[41]。州別にみると，ハリヤナ州とオディシャ州の２州だけが，ゴーシャラで保護されている牛の数のデータを提供している。ハリヤナ州畜産酪農局（Government of Haryana, Department of Animal Husbandry & Dairying）のデータによると，ハリヤナ州のゴーシャラの数は408（うち登録されたゴーシャラの数は393），保護されている牛の数は306,490頭であり，１ゴーシャラあたりの平均値は751頭であった（www.pashudhanharyna.gov.in）[42]。これに対しオディシャ州畜産獣医サービス管理局（Directorate of Animal Husbandry & Veterinary Services, Odhisha. Cuttack）によると，同州のゴーシャラの数は42，保護

はとても高くて，毎日3-4頭（毎月120頭）が死亡している（Brighter Green 2012: 31）。その原因は貧しい設備のためである。ラージャスターン州ビカネールのゴーサダンでも，５カ月間に2,000頭以上のメス牛が死亡したと報告されている（"'Over 2,000 cattle dead at cow shelter,' says Bikaner mayor citing negligence," *The Hindustan Times,* June 20, 2020）。またコルカタのとあるゴーシャラでは800頭の牛が飼育されているが，ミルクのでなくなった動物やオス牛たちは非合法に屠殺場へと送られており，牛たちは意図的に飢えさせられていると報告されている。さらにゴーシャラの多くは，実際にはゴーシャラを偽装した酪農組織であるとしている(FIAPO 2018)。

41）1955年時点でのゴーシャラの数は3,000，約60万頭の牛が保護されていたと推計されている(Lodrick 1981: 13)。またインド（つまり世界）で最大のゴーシャラは，ラージャスターン州のパトメダ（Pathmeda）寺院であり，10万頭の牛が保護されている。すべて在来種のゼブ牛である（Narayanan 2018: 14）。ウッタル・プラデーシュ州のマーン・マンディール（Maan Mandir）寺院のゴーシャラも4-5万頭の牛を保護しているが，大半の牛はやせ細っているという（Narayanan 2018: 17）。また1885年に設立されたコルカタ最古のカルカッタ・ピンジャラポーレ・ソサイアティー（商人ゴーシャラで現在はNPO法人）は6,000頭の牛を保護している。西ベンガル州で最大の施設であり，７つのゴーシャラを運営している（Shah 2019）。また，篠田が2007年にヒアリングを行なったアーメダバード家畜養護院では，5,000頭余りの牛（子牛を含む）が養育されていた（篠田 2021: 96-101）。

42）ハリヤナ州の場合，これとは別のデータもある。一つはハリヤナ州畜産酪農局の現在のホームページから得られるもので（アクセス2002年12月15日），それによるとゴーシャラの数は280，そこで保護されている牛の数は203,995頭であり，１ゴーシャラ当たりの牛の平均値は729頭である（pushdhanharyana.gov.in）。さらに電子情報技術省の全国情報センター（National Informatics Centre, Ministry of Electronics and Information Technology）のデータによると，同州のゴーシャラの数は624，保護されている牛の数は444,529頭であり，１ゴーシャラあたりの牛の数は712頭となる（https://s3waas.gov.in）。いずれの数値も調査時点が明らかにされていない。

されている牛の数は6,460頭で，１ゴーシャラあたりの牛の数は154頭であった（https://odishaahvs.nic.in）。

4-5　浮浪牛

各州での牛の屠殺禁止法の成立，そして牛自警団による暴力によって牛市場が崩壊し，「役に立たなくなった牛」を屠殺場へと売却することもかなわず，といって農民が身銭を切って面倒みつづけることもできず[43]，その結果行き場を失った牛たちが浮浪牛として増加した[44]。浮浪牛たちは穀物を食い荒らし（Pasricha 2019），人を襲い，高速道路を遮断し，交通事故を引き起こし（Madan 2019），残飯を食い荒らし，同時にプラスチックをも食べ死に至る（“Cows in India Die from Consuming Plastic Waste,” https://wewantrefill.com）。

2012年家畜センサスによると，浮浪牛の数は529万頭にのぼる（表22）[45]。大半は，去勢されていないオス牛および子牛である（DAHD 2012a: 117; GAIN Report 2019）。そのうち80%が以上が農村部での浮浪牛である。また州ごとにみると，上位３州はオディシャ州113.9万頭，ウッタル・プラデーシュ州100.9万頭，ラージャスターン州94.6万頭となり，この３州で全体の６割近くを占めている。またウッタル・プラデーシュ州の場合，都市部での浮浪牛の比率（50.9%）が農村部のそれ（49.1%）を上回っている。デリー近郊地帯の都市化が急速に進展し，また商業用酪農が急速に増加しているためであると思われる。のみならず，ますます多くの浮浪牛が外国種になってきた。パンジャーブ州では10万頭近くの浮浪牛の実に80%が外国種であると報告されている（Mazoomdaar 2013）。これは，ゴーシャラで保

43）農家が牛１頭を維持するコスト（餌代，清掃費）は一月あたり7,000ルピーにのぼるとされている（Katiyar and Layak 2019）。

44）水牛は屠殺が認められているため，浮浪している水牛はほとんどいない。役に立たなくなった水牛は，もとの投資額の40%で売却することができる（Alavi 2019）。

45）公式統計とは別に，浮浪牛の数は1,000万頭を超えると推計されている。このうち保護され餌が与えられている牛は10%に満たないとされている（Alavi 2019）。

表22　州別にみた浮浪牛の数（2012年）

州・連邦政府直轄領	農村部	都市部	合計
アンダマン&ニコバール・アイランド	3,624	71	3,695
アーンドラ・プラデーシュ	28,539	13,979	42,518
アルナチャル・プラデーシュ	77	0	77
アッサム	20,746	2,167	22,913
ビハール	249,733	12,616	262,349
チャンディーガル	535	1,443	1,978
チャッティスガール	125,249	12,873	138,122
ダーダル&ナガール・ハベリ	317	712	1,029
ダーマン&ディウ	376	169	545
ゴア	5,882	1,301	7,183
グジャラート	237,963	54,499	292,462
ハリヤナ	84,554	32,655	117,209
ヒマーチャル・プラデーシュ	30,736	1,424	32,160
ジャンムー&カシミール	4,451	3,914	8,365
ジャルカンド	20,010	6,032	26,042
カルナータカ	41,986	22,772	64,758
ケーララ	3,963	718	4,681
ラクシャドウイープ	280	0	280
マディヤ・プラデーシュ	379,846	58,064	437,910
マハーラーシュトラ	99,074	55,413	154,487
マニプール	42	0	42
メガラヤ	2,410	0	2,410
ミゾラム	0	0	0
ナガランド	0	0	0
デリー首都圏	10,461	1,702	12,163
オディシャ	1,120,137	18,914	1,139,051
プドゥチェリー	9	86	95
パンジャーブ	81,728	19,263	100,991
ラージャスターン	840,674	105,376	946,050
シッキム	0	0	0
タミル・ナードゥ	38,897	28,359	67,256
トリプラ	3,743	403	4,146
ウッタル・プラデーシュ	495,846	513,590	1,009,436
ウッタラカンド	9,953	3,551	13,504
西ベンガル	364,654	9,206	373,860
合計	4,306,495	981,272	5,287,767

出所：DAHD 2012: 117.

護される牛の大半が在来種のゼブ牛であるという事実によって強められている現象である（Narayanan 2018: 11-17）。

この他に4,000万頭を越える，12歳以上のオス牛・メス牛が「役に立たな

くなった」ために捨てられる可能性が高いとされている（Katiyar and Layak 2019）。

4-6　牛の密輸出とビーフの偽装輸出

毎年200万頭にのぼる牛がバングラデシュに密輸されていると推計されている（Gopal 2015）。あるいは，毎年北東諸州経由でバングラデシュおよびミャンマーに密輸されている牛は250-280万頭とも推計されている（Alavi 2019）。そしてインドで1頭あたり500-3,000ルピーで入手した牛が，バングラデシュでは20,000-40,000ルピーで販売できるとされている（Jain 2014）[46]。

またビーフをカラビーフと偽った輸出も疑われている。ビーフの輸出は非合法である。ウッタル•プラデーシュ州の場合，400キログラムの水牛一頭の値段は30,000-32,000ルピーであるが，同様の体重の牛一頭の値段は15,000-16,000ルピーである。この差額に目をつけて，冷凍カラビーフと偽って非合法なビーフの輸出が企まれている（Damodaran 2017）。

4-7　闇の中に消えた牛

以下すべてきわめておおざっぱな数であるが，登録された屠殺場で屠殺された牛が310万頭（2018-19年度），浮浪牛が1,000万頭，バングラデシュおよびミャンマーに密輸出された牛が280万頭，ゴーシャラで保護•飼育されている牛が100万頭とすると，合計で1,690万頭となる。それぞれの数値に相当の誤差（過少評価）があることを認めて，合計を約1,900万頭としてみよう。同年の総頭数は1億9,085万頭であるので，この合計数値は全体のほぼ10%程度にあたる。

非合法で屠殺された牛が何頭ぐらいになるのか不明であるが，少なから

46）バングラデシュで屠殺されているメス牛の4分の3は，インド起源のものであると推測されている（Ghosh 2014）。

ぬ数の牛たちが闇の中で葬られていることであろう。牛肉需要の高まりを受けて多くの浮浪牛たちが牛泥棒によって連れ去られ，非合法の屠殺場へと売られていく（Harris 2013）。一方でミルク生産のために牛属の繁殖を奨励しながら，他方で牛の屠殺を禁止するというインド憲法の中にある両義性を解決する唯一の手段は，地下の闇の中で牛の屠殺を遂行することであるためである（Narayanan 2019）。

4-8　牛と水牛の関係

ヒンドゥー教の神話の世界では，メス牛は不可侵の聖性を帯びているものとして崇められてきた。オス牛もシバ神の乗り物として崇められてきたが，メス牛に付与された不可侵の聖性は認められない。一方，水牛はヤマの乗り物であり，おぞましい悪の化身として女性戦士ドゥルガによって退治されるべき動物として認識されてきた。この価値序列の相違が，憲法規定における屠殺可能性の相違に反映している。メス牛は，ほとんどの州で屠殺が禁止されている。オス牛もメス牛にならって大半の州で屠殺が禁止されている。牛に対し，水牛の屠殺はすべての州で認められている。「牛」対「水牛」という構図であるが，このくくり方はそれぞれの動物に対するプラスとマイナスの価値観が反映したものである。

メス牛の聖性の源の一つはヒトが飲むことができるミルクを提供するという点に求められてきたが（ガウマタ），ヒトが飲むミルクを提供するということだけならば水牛のメスもヒトにミルクを提供する。のみならず，独立後の酪農世界においては牛のミルクも水牛のミルクも区別されることなく混ぜられて売られてきたし，含有脂肪分が多いほうが高く売れるために，水牛のミルクのほうが牛のミルクよりも価値が高く，酪農家から好まれてきた。一方，オス牛は去勢されて役畜（農耕用，運搬用）として利用されてきた。水牛のオスも水田耕作用に使用されてきたが，オス牛と比べると役畜としての利用価値ははるかに小さい。これらの結果，「役立たたず」のオス水牛は屠殺対象の選好順位で一番となり，子水牛の頃から屠殺されて

きた。また「役立たず」という観点からみると，歳とってミルクの出なくなったメス牛，役畜としての役割を終えたオス牛，そしてミルクのでなくなったメス水牛も多くの州で屠殺の対象となってきた。しかし牛の場合には屠殺禁止のタブー（感情あるいは政治的圧力）が働いている州が多くあるため，浮浪牛となって自然死にまかせる場合が多い。あるいはまた，屠殺が認められている州（西ベンガル州，ケーララ州など）やバングラデシュに搬送されてきた。神話の世界を離れて日常の世界では，ミルク生産の観点からメス水牛のほうがメス牛よりも価値が高く，役畜としての利用可能性という観点からオス牛のほうがオス水牛よりも価値が高い。また独立後何年間かは，役畜としてのオス牛が最も重要視されており，メス牛のまずもってのは役割はオス牛を産むことにあった。つまりメス牛よりもオス牛のほうが重視されていたのである。オス牛＞メス水牛＞メス牛＞オス水牛という序列であった。しかしこの序列は間もなく,「緑の革命」を契機とする農業機械化の進展とミルク需要の高まりによって引き起こされた「白い革命」の進展によって，メス水牛＞メス牛＞オス牛＞オス水牛という序列に変化した。いずれにせよ，日常世界の序列はメス牛＞オス牛＞水牛という神話世界での価値序列とは明らかにずれているし，牛だけでなく水牛もメスとオスとで画然と分かれている。しかし「パンチャガブヤ（*panchagavya*）」と呼ばれるメス牛が生み出す５つのもの，すなわち「ミルク，カード（ヨーグルト），ギー（すましバター），尿，糞」を混ぜたものは至高の浄化作用をもった儀礼的な意義を有する「聖なる飲み物」とみなされており（Achaya 1998: 25, 55; Jha 2002: 130-132），これはメス牛崇拝の延長線上にある価値観である。

牛も水牛も死して肉と皮を残す。オス牛の肉であれメス牛の肉であれ等しくビーフとして認識されている。のみならず，人々の間では水牛の肉も「ビーフ」と呼ばれている（Achaya 1998: 18）。生きている間はメス牛，オス牛，メス水牛，オス水牛と分類されていたウシ属であるが，死して肉となるとその間の区別はなくなりまとめて「ビーフ」となる。しかし牛は屠

殺禁止の対象であるが，水牛はそうではないという状況があるために，「ビーフ」もまた牛の肉としての「ビーフ」と水牛の肉としての「カラビーフ」とに分類される必要がでてきた。この分類は，インド国内ではビーフの摂食は忌避されるがカラビーフの摂食は許されるという二分法に，またカラビーフの輸出は許可されるがビーフの輸出は禁止されるという二分法に対応している。このうち，輸出可能か否かという問題は外国貿易政策の一環，すなわち行政的措置の問題である。これに対し国内で「ビーフ（カラビーフを含む）」の摂食がどこまで許されるのかという問題は，文化的・社会的・政治的状況に左右されるというあいまいさを含んでいる。さらに，イスラム教徒，キリスト教徒，SC，ST等の常日頃ビーフを食べなれている人々からすると，牛の肉と水牛の肉の味の違いは容易にわかるであろうが，「ビーフ（カラビーフを含む）」を食べなれていないあるいは食べたことがない人にとっては，両者の相違はほとんどわからないにちがいない。ひとたび肉という形になってしまうと，見た目ではその源がどこにあるのか容易に判断できない。ここに灰色の領域が生まれる余地がある[49]。メス牛の不法屠殺とビーフの密輸という，ナラヤナンの言う「ジュガード（汚職とイノヴェーション）の社会学」（Narayanan 2019）あるいはステイプルズの

49）カラビーフの摂食は許されるがビーフの摂食は許されないと主張するヒンドゥー過激集団による牛警護団の運動は，正確な判断ができないことになる。その結果は，カラビーフもビーフであることにかわりないという判断になろう（Staples 2019: 1137）。しかしこれは明らかにヒンドゥーの神話的世界観からの逸脱である。まして2017年５月の，屠殺禁止の対象を水牛にまで拡大するというBJP政権の試みはヒンドゥー教の価値体系の完全な無視であり，実質的には反ヒンドゥー教的な政治的判断となっている。同じような矛盾というか支離滅裂は，外来種のメス牛に対する扱いにもみられる。ヒンドゥー至上主義を掲げる政党，BJPを率いるバジパイ政権下で任命された「政府牛委員会」報告書によると，神々が宿るのは在来種の牛だけであって，外国種の牛には宿らないとされている（DAHD 2002: Chap. 1-22. 篠田 2021: 106も参照されたい）。また，ヒンドゥー教寺院が運営するゴーシャラでは，聖牛の名に値し保護されるべきは在来種のゼブ牛だけであり，外国種はその限りではないと考えられている（Narayanan 2018: 11-16）。一方で外来種のメス牛には聖性がない（したがってゴーシャラでは受け入れない）としながら，他方ではその屠殺を認めずその結果外来種のメス牛が街頭にあふれ出るという現象は，まったくの無責任としかいいようのない態度である。これらすべて，イスラム教徒排斥という政治的動機が生み出した結果である。

言う「知らぬが仏の人類学（the anthropology of ignorance）」が展開することになる（Staples 2019）。

おわりに

世界的にみて，インドの「ビーフ」産業はきわめて特異な発展を経験してきた。インドでは「ビーフ」はあくまでも酪農業の副産物であって，それ自身が独立した産業として成立しない。インドには肉牛がいないために，白いミルクがなければ赤いビーフはないということになる。「ミルク生産とビーフ生産は同じコインの表と裏」であり，ミルク生産量が増加するにつれビーフの生産量も増加してきた（Kasturirangan, Srinivasan, and Rao 2014）。しかし白色が赤色に転換するためには，さまざまな政治的・文化的・宗教的制約がある。近年における輸出用カラビーフ産業の目覚ましい発展は，これらの制約によって阻まれた細い道をかろうじて通り抜けた成果である。

〈参照文献〉

絵所秀紀 2021.「『聖牛論争』とその後―インド牛経済論に向けての序論―」『経済志林』88-4.

久保田義喜 2001.『インド酪農開発論』筑波書房。

篠田隆 2015.『インド農村の家畜経済長期変動分析：グジャラート州調査村の家畜飼育と農業経営』日本評論社。

篠田隆 2021.『インドにおける牛経済と牧畜カースト：グジャラート州牧畜カーストの新たな挑戦』日本評論社。

中川加奈子 2016.『ネパールでカーストを生きぬく―供犠と肉売りを担う人びとの民族誌』世界思想社。

Achaya, K. T. 1998. *A Historical Dictionary of Indian Food*, New Delhi: Oxford University Press.

Adcock, Cassie 2018. "Cow Protection and Minority Rights in India: Reassessment Religious Freedom," *Asian Affairs,* 49-2: 1-18.

Ahmad, Zarin 2018: *Delhi's Meatscapes: Muslim Butchers in a Transforming Mega-City,* New Delhi: Oxford University Press.

Alavi, Fauzan 2019. "Stray Cattle Issue, A Reality Check," *The Indian Express.*

APEDA (Agriculture and Processed Food Products Export Development Authority) 2016. India Agri Exports: Study on Difficulties Faced by the Exporters in the Supply Chain of Agriculture Products. (https://apeda.gov.in).

Bansal, Samarth 2016. "More Indians Eating Beef, Buffalo Meat," *The Hindu,* December 2.

Bidwai, 2003. Milking the Cow Politically," Counter Currents. Org (https://www.countercurents.otg/comm-bidwai040903.htm)

Birthal, Pratap S. and P. Parthasarathy Rao 2004. "Intensification of Livestock Production in India: Patterns, Trends and Determinants," *Indian Journal of Agricultural Economics,* 59-3: 555-565.

Brighter Green 2012. *Veg or Non-Veg? India at the Crossroads* (www.brightergreen.org).

Brown, W. Norman 1964. "The Sanctity of the Cow in Hinduism," *The Economic Weekly,* Annual Number, February: 245-255.

Chigateri, Shraddha 2008. "'Glory to the Cow': Cultural Difference and Social Justice in the Food Hierarchy in India," *South Asia: Journal of South Asian*

Studies, XXX-1: 10-35.

Chigateri, Shraddha 2011. "Negotiating the 'Sacred' Cow: Cow Slaughter and the Regulation of Difference in India," in M. Mookherjee ed., *Democracy, Religious Pluralism and the Liberal Dilemma of Accommodation,* Studies of Global Justice 7, DOI 10, Springer Science+Business Media B.V.

CPCB (Central Pollution Control Board) 2017. *Revised Comprehensive Industry Document on Slaughter Houses,* Ministry of Environment: Delhi.

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2000. *Basic Animal Husbandry Statistics,* 2000.

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2002. *Report of the National Commission on Cattle.* (http://dahd.nic.in/node/86828)

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2006. *Basic Animal Husbandry Statistics, 2006.*

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2010. *Basic Animal Husbandry Statistics, 2010.*

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2012a. *19th Livestock Census-2012.*

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2012b. *Basic Animal Husbandry Statistics, 2012*

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2013. *Basic Animal Husbandry Statistics, 2013.*

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2014. *Basic Animal Husbandry Statistics, 2014.*

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2015. *Basic Animal Husbandry Statistics, 2015.*

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2016. *Basic Animal Husbandry Statistics, 2016.*

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2017. *Basic Animal Husbandry Statistics, 2017.*

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2018. *Basic Animal Husbandry Statistics, 2018.*

DAHD (Department of Animal Husbandry and Dairying) 2019. *Basic Animal Husbandry Statistics, 2019.*

Damodaran, Harish 2015. "Here's Why India is Set to Lose Status of World's Largest Beef Exporter," *The Indian Express,* August 12.

Damodaran, Harish 2017. "Sharp Spike in Buffalo Meat Export via South Ports Raises Beef Question," *The Indian Express,* October 1.

Debroy, Bibek 2016. "Here's What Needs to Be Done to Modernize India's Slaughter Houses," *Financial Express,* September 15.

FAO 1029. "Meat Market Review: Overview of Global Market Development in 2018."

FICCI 2013. *Overview of the Indian Buffalo: Meat Value Chain.*

FIAPO (Federation pf Indian Animal Protection Organisations) 2018. "Gausharas are torture houses: FIAPO report."

GAIN Report 2016. "India: Livestock and Products Annual 2016."

GAIN Report 2019. "India: Livestock and Products Annual 2019."

Ghosh, Palash 2013. "Where's the Beef? In India, Believe It or Not," *International Business Times,* May 14.

Ghosh, Palash 2014. "Cattle Smuggling: A Dangerous, Illegal and Highly Profitable Trade Between India and Bangladesh," *The International Business Times,* April 02.

Gopal, Sena Desai 2015. "Selling the Sacred Cow: India's Contentious Beef Industry," *The Atlantic,* February 12.

Goyal, Arun 2006. "Meat Export Banned, Only Boneless Varieties Allowed," *SME Times,* August 29.

Gundimeda, Sambaiah, and V. S. Ashwin 2018. "Cow Protection in India: From Secularising to Legitimating Debates," *South Asian Research,* 38-2: 156-176.

Harris, Gardiner 2013. "For New Breed of Rustlers, Nothing Is Sacred," *The New York Times,* May 26.

Hoffpauir, Robert 1982. "The Water Buffalo: India's Other Bovine," *Anthropos,* 77-1/2: 215-238.

Ilaiah, Kancha 1996. "Beef, BJP and Food Rights of People," *Economic and Political Weekly,* 15 June.

Jha, D. N. 2002. *The Myth of the Holy Cow,* New Delhi: Verso.

Jain, Mayank 2014. "Ban on Cow Slaughter in 24 Indian States is Leading to Dead Humans on the Border," *Scroll,* November 11.

Kandeepan, G., S. Biswas, and R. S. Rajkumar 2009. "Buffalo as a Potential Food Animal," *International Journal of Livestock Production,* 1-1: 1-5.

Kapur, Akash 2011. "The Shandy: The Cost of Being a Cow Broker in Rural

India,” *The New Yorker,* October 3.

Kasturirangan, Rakesh, Krithika Srinivasan, and Smitha Rao 2014. “Dark and Dairy: The Story Tale of the Milch Animals,” *The Hindu,* November 08.

Katiyar, Prerna and Suman Layak 2019. “What Made Rural India Abandon Its Cattle in Droves,” *The Economic Times,* January 20.

Khan, Mohsin, Abuzar Nomani, and Mohd Salman 2016. “Impact of Beef Ban on Economy and Meat Processing Industry of India: A Complete Value Chain Analysis,” *Management Studies and Economic System,* 2-4: 325-334.

Khapre, Shubhangi 2015. ” Sudhir Mungantiwar: What is Communal About Ban on Cow-Bullock Slaughter?” *The Indian Express,* March 6.

Kishore, Roshan and Ishan Anand 2015. “Who Are the Beef Eaters in India?” *Mint,* October 20.

Kochewad, S. A., Y. P. Gadekar, L. R. Meena, and Sanjeev Kumar 2017. “Meat Production in India—A Review,” *International Journal of Animal and Veterinary Science,* 4: 24-29.

Krishna, Nanditha 2010. *Sacred Animals of India,* Gurgaon: Penguin Random House India.

Kumar, Roshan 2014. “Modi Targets ‘Pink Revolution’,” *The Telegraph Online,* April 3.

Lake, Jacob A. 2018. “Analysis of South Asian Free Trade Agreement: Focus on Food Safety,” *Journal of Regulatory Science,* 6-2: 18-23.

Landes, Maurice, Alex Melton, and Seanicaa Edwards 2016. *From Where the Buffalo Roam: India’s Beef Exports,* USDA.

Lodrick, Deryck O. 1981. *Sacred Cows, Sacred Places: Origins and Survivals of Animal Homes in India,* Berkeley: University of California Press.

Lodrick, Deryck O. 2005. “Symbol and Sustenance: Cattle in South Asian Culture,” *Dialectical Anthropology,* 29: 61-84.

Madan 2019. “Stray Cattle Menace in Himachal: Man Dies after Being Attacked by a Bull in Bilaspur.” (https://himachalwacher.com)

Mazoomdaar, Jay 2013. “The Desi Cow—Almost Extinct,” *Tehelka,* January 24.

Modi 2015. “In the Pink,” *Business Today,* April 12.

Moudgil, Manu 2017. “Slaughterhouse Crackdown in UP: Butchers and Farmers Hit, Big Business Gain,” *Hindustan Times,* July 15.

Narayanan, Yamini 2018. “Cow Protection as ‘Casteised Speciesism’: Sacralisation, Commercialisation and Politicisation,” *South Asia: Journal of*

South Asian Studies: 1-21.

Narayanan, Yamini 2019. "*Jugaard* and Informality as Drivers of India's Cow Slaughtering Economy," *Economy and Space,* 51-7: 1516-1535.

Natrajan, Balmurli and Suraj Jacob 2018. "'Provincialising' Vegetarianism: Putting Indian Food Habits in Their Place," *Economic and Political Weekly,* LIII-9: 54-64.

NSSO (National Sample Survey of India) 2014. *Household Consumption of Various Goods and Services in India,* 2011-12.

Pastricha, Anjana 2019. "India's Farmers Threatened by Swelling Numbers of Stray Cows." (https://www.voanews.com)

PETA India 2008. "Inside the Indian Dairy Industry: A Report on the Abuse of Cows and Buffaloes Exploited for Milk."

Punwani, Jyoti 2015. "Maharashtra's Beef Ban," *Economic and Political Weekly,* L-11: 17-19.

Rabo India Finance 2005. Vision 2015: *Strategy & Action Plan for Food Processing Industries in India.*

Rais, Mohammad and Sherin Kuruvilla 2016. "Meat Processing in India: Science, Policy and Skill Development Issues," *Journal of Meat Science and Technology,* 4-2: 53-61.

Ramdas, Sagari R. 2017a. "The Beef Ban Effect: Stray Cattle, Broken Markets and Boom Time for Buffaloes," *Wire,* April 6.

Ramdas, Sagari 2017b. "The Sordid Truth About the BJP's Drive Against Meat in UP," *Wire,* April 8.

Ranjan, S. K. 2007. "Buffalo as a Social Animal for Humanity," *Italian Journal of Animal Science,* 6 (Suppl. 2): 30-38.

Ranjan, S. K. 2013. "Latest Concepts in Rearing Buffaloes for Meat Production," *Buffalo Bulletin,* 32 (Special Issue 1): 319-328.

Robbins, Paul 1999. "Meat Matters: Cultural Politics along the Commodity Chain in India," *Ecumene,* 6-4: 399-423.

Shah, Manasi 2019. "A 134-year-old Cow Shelter with 6000 Cows," *The Telegraph Online.*

Shaikh, Zeeshan 2016. "Pink Boom: India's Buffalo Meat Exports at Current Rates Could Impact Domestic Milk Availability," *The Indian Express,* July 14.

Sharma, V. P. 2004. "Livestock Economy of India: Current Status, Emerging

Issues and Long-term Perspectives,” *Indian Journal of Agricultural Economics,* 59-3: 512-554.

Simoons, Frederic J. 1994. *Eat Not This Fresh: Food Avoidances from Prehistory to the Present* (Second Edition, Revised and Enlarged), Madison: The University of Wisconsin Street.

Singh, K. S. 1995. *The Scheduled Castes (Revised Edition),* New Delhi: Oxford University Press.

Soumya, Elizabeth 2014. “Sacred Cows and Politics of Beef in India,” *Aljazeera,* 20 April.

Staples, James 2019. “Blurring Bovine Boundaries: Cow Politics and the Everyday in South India,” *South Asia: Journal of South Asian Studies,* 42-6: 1125-1140.

Sunder, Jason 2019. “Religious Beef: Dalit Literature, Bare Life, and Cow Protection in India,” *Interventions,* 21-3: 337-353.

Vaidyanathan, A. 2015. “Cow Slaughter Ban and the Welfare of Cattle,” *Economic and Political Weekly,* November 28: 44-49.

（本稿は，科学研究費助成事業「南アジアの産業発展と日系企業のグローバル生産ネットワーク」基盤研究（A）（海外学術調査）代表者：佐藤隆広，課題番号17H01652，の研究成果の一部である）